

第五十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第四十一号

(七一九)

昭和四十一年六月九日(木曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君
理事 大石 八治君 理事 奥野 誠亮君
理事 渡海元三郎君 理事 中島 茂喜君
理事 和爾俊二郎君 理事 秋山 徳雄君
理事 華山 親義君 理事 細谷 治嘉君
理事 龜山 孝一君 理事 島村 一郎君
理事 周東 英雄君 理事 田中 六助君
理事 田村 良平君 理事 中馬 辰猪君
理事 登坂重次郎君 理事 藤田 義光君
理事 村上 勇君 理事 村山 達雄君
理事 森下 元晴君 理事 山崎 巖君
理事 大出 俊君 理事 阪上安太郎君
理事 重盛 寿治君 理事 島上善五郎君
理事 野間千代三君 理事 安井 吉典君
門司 亮君

出席國務大臣

自治 大臣 永山 忠則君
出席政府委員
大蔵事務官 鳩山威一郎君
(主計局次長)
自治事務官 佐久間 彌君
(行政局長)
自治事務官 柴田 護君
(財政局長)

委員外の出席者

總理府事務官 新保 実生君
(人事局次長)
總理府事務官 丸山 英人君
(経済企画庁国民生活局物価政策課長)
運輸事務官 黒住 忠行君
(自動車局業務部長)

労働事務官 青木勇之助君
(労働局労働法規課長)
自治事務官 鎌田 要人君
(大臣官房参事官)
自治事務官 近藤 隆之君
(財政局公営企業課長)
専門員 越村安太郎君

六月九日

委員久保田鶴松君辞任につき、その補欠として大出俊君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員大出俊君辞任につき、その補欠として野間千代三君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員野間千代三君辞任につき、その補欠として久保田鶴松君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第三八号)

地方公営企業財政再建促進特別措置法案(安井吉典君外九名提出、衆法第三九号)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第四〇号)

○岡崎委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案、安井吉典君外九名提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案、地方公営企

業財政再建促進特別措置法案、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 前二回に御質問申し上げまして、その二回目の最後のところで、病院関係の問題から、一般財源で当分の間これを補てんをする、こういう答弁がなされて、その点についてあとに引き継ぐことの了解を得ておりますので、地方財政の一般的な問題と、特にこの地方公営企業関係職員の給与の制度をめぐらる問題につきまして、締めくくりに意味で御質問を実は申し上げたいわけでありますが、できるだけ簡単に結論を出していきたいと思っております。

冒頭に、先般の柴田財政局長の答弁につきまして、実は地方から異議が出てまいりました。まことにこの点については認識不足である、こういうことでございまして、その点だけ再答弁をいたしたいのです。というのは、私が、今日各地域における都市交通の關係で、ほとんど赤字だらけで満足を運営しているところがないではないかと言ったところが、あなたのほうでは札幌の例をあげられたわけでありまして、まことにうまいこと、こういうわけでありまして、ところが私のところに、過日の地方行政委員会において柴田財政局長が言っております、公営企業の中でも札幌市のより健全な財政云々と、こういうのがある。しかし、札幌市においても今日公営企業の例外ではなく、別添資料のごとく、たいへん下降状態に入っております。次回委員会の際は、ぜひとも柴田さんが答えたようになりまいか、これはいってないのだということを明らかにしておいてもらいたい、こういう趣旨の資料まで参りました。時間の關係で多く申しませんが、中身を見ます

と、赤字が引っぱってあるところがずっとそうなんです、たいへん危険な状態で、まさに赤字間違いのない状態になるわけでありまして、柴田さんの先般の答弁はいささか現実とそぐわない答弁でございまして、もう一べんこの点についての御答弁をいただいておきたいと思ひます、当該団体が困りますから。

○柴田(議)政府委員 札幌の問題をあげましてお答えしたのでございまして、三十九年度ベースの話は私はいしたのでございまして。したがって、お話しのように四十年からは少し妙になつてきておる、料金の再検討の問題も起つておるし、四十年決算見込みでは、札幌市も赤字団体になるようございまして。その部分は私の答弁が不十分であつたかもしれせん。私は三十九年度のベースで話を申し上げたのでございまして、不十分であつたことを御了解いただきたいと思ひます。

○大出委員 時間がございせんから数字をあげません。あげませんが、お認めになつたようでありますから、十分ひとつさういふ苦しい状態にあるという現実を御考慮いただきたいと思ひわけあります。

次に、もう一点柴田財政局長の先般の答弁、これは重盛委員の質問に対する答弁であります、ドライヤー勧告に就いて、重盛さんのほうが、ドライヤー勧告も出ているんだがあなたは一体どう考えるか、こういう質問に対して、關係ないというあなたの御答弁なんです。きわめて簡単なあなたの御答弁なんです。はたして一体關係があるのかないのかを実は明らかにしたいわけでありまして。そこで実は行政局長その他もお見えになつておるから承りたいのですが、地方公営企業關係の労使間における賃金決定などをめぐりまして、この法律ができてから今日まで、仲裁制度というも

のを利用した件数がどのくらいございますか。

○佐久間政府委員 第一次的には労働省が指導されておりますので、私正確な数字をたてたい手もとに持っておりませんが、おそらく東京都で一ぺんありましたはほとんどなかったのではないかと。ありまして、ほんとうにごくわずかであったんじゃないかと記憶いたしております。

〔委員長退席、大石（八）委員長代理着席〕

○大出委員 ILOに政府が出した資料からいきますと十六件です、この法律が出てから今日まで。ところで、労働省はおられませんが、労働局関係の方にきていただくようにしておりますから、あとからその点を確かめさせていただきます、公労法関係の仲裁は、ILOに出された資料からいきますと百十三件あるわけでありまして、十六件が地方公営企業関係の仲裁利用件数で、公労法関係は百十三件であります。今回また出ておりますから、おそらく百二十何件になっておられるわけでありまして、そういうわけでありまして、ところで承りたいのですけれども、全国の自治体の数、市町村の数はたしか三千五百八十八ぐらいだと思うのですが、間違っているれば御訂正いただきたい。たいした違いはないと思う。そこで、組合の数は一体どのくらいございますか。

○佐久間政府委員 約二千ぐらいでございます。○大出委員 約とおっしゃったからいいわけでありまして、だいたいそれは数字的には違いますが、ありまして、三千をこえております。つまりドライバーが指摘しております数字、調査団が参りまして調査をしたのですから間違いがないと私は思っておりますが、たいへんな数になっております。三〇〇〇以上の組合に分断され、こう書いてあります。職員の数が百四十五万七千二百九十八人、そして三千以上の組合に分かれておる、こういうふうにドライバーが指摘いたしておりますが、数がたくさんあるわけでありまして、十人とか八人とか二十人という組合があるわけでありまして、分断されざるを得ない法規でありますから。

にもかかわらず、仲裁制度というものが厳然として存在するのに十六件しか利用件数がない。この現実を自治省の担当の方々は、労使関係の面から見て、一体なぜそうなるのか、なぜ極端に少ない件数しか扱われないのか、その根本原因についてお示しをいただきたい。

○佐久間政府委員 これはいろいろ事情もあろうかと思ひますが、大観してみますと、地方公営企業における労使間の関係が比較的紛争が従来少なく、仲裁裁定にまで持ち込む前に、それぞれ労使の交渉によって問題が解決されておったということに原因があるかと考えております。

○大出委員 たいへんなことを言われるので、その御答弁は訂正をお願いしたのであります。比較的紛争が少ないとおっしゃるんだけれども、ILOに持ち込まれた件数は、他の関係と比較をいたしまして極端に多いのであります。自治労関係は、御存じだと思ひますが、ドライバーの報告も出ておられて、政府もこれに対して答弁を、かつ調査団が来て調査をしたときにも答えておられるわけでありまして、非常にたくさん紛争がある、こういうふうにドライバーはいつておる。ところが仲裁を利用しない。これは利用ができないのであります。この点もドライバーが明確に指摘しておるところであります。むしろ地方公務員よりも給与決定の制度というものは悪いというところまでいつておられるわけですが、したがって、そこあたりはドライバー報告をお読みになつて、そののこないのかかわりませんけれども、少なくともこれは日本政府が受け入れて調査をしたのでありますから、その報告の内容くらいはあなた方が目を通しておかれぬということはないはずであります。少なくともあなたの方の所管に属する部分だけは見ておいていただかなければ困る、そういう意味で、いまの点も一ぺん御答弁いただきたい。

○佐久間政府委員 地方公務員法一般の職員の関係におきまして、提訴されました事件の件数といたしましては相当多いことは承知をいたしております。

す。ただ先生のお尋ねが仲裁裁定ということでございます。またしたので、地方公営企業職員について仲裁裁定まで持ち込まれた件数、これは先ほども御指摘のございましたように、むしろ非常に少ないんじゃないかと思つております。その少ない原因につきましては、仲裁裁定まで持ち込まれるに至りません段階におきまして、労使間の交渉によりまして問題が着落しておるということが言ひ得るのではなからうか、かように存じておる次第でございます。

○大出委員 それも、ドライバー報告をお読みになつておればそういう答弁は出てこないものであります。まして、労働法体系を含む今日の労使関係にあまりあなた方が不感症になつておつたのでは、今回の法律、つまり地方公営企業法の一部改正を出しておられるためであらうして、いささか私は満足しかねるのであります。せっかくあれだけ調査をされて国際機関が詳細に出しておるところの報告なんですから、そこあたりはもう少し突っ込んであなたの方のほうに説きわけは読んでおいていただかなければ困る、こう思つておるわけでありまして、そこで、柴田さんがまことに簡単に関係がないとおっしゃるのだけれども、実は関係があり過ぎるのであります。

次に、時間の関係がありますから指摘をいたしますけれども、ドライバー報告の二一六七項というところいろいろな報告がされております。「各村には、僅か二、三人の単純労働者がいるであろう。これらの団結権は地方公営企業労働関係法によつて規制されておる。二、三人の組合員からなる組合を結成するようにする」というふうなものがあつて、ある村においては六人の水道職員を雇用しておる場合、これが団結を希望すれば六人の組合しかできない。その地域の他の地公法関係の職員とは一つの組合ができないからさうなるといふふうな意味の指摘もございまして、これは連合体あるいは合同組合を結成することができないからさうなつておる。「したがって、地方公務員法の適用をうける一、四五七、二九八人にのぼる組合

員が、およそ三、〇〇〇以上の組合に分断され」ておる、こういうことをずっと並べて詳細に書いてあります。

〔大石（八）委員長代理退席、委員長着席〕

最後に何といつておるかと言ひますと「このような方法により、大規模な組織の結成を積極的に奨励することは、もちろん、政策の重要な変更を意味するものであらうが、本委員会がこれが正しい方向への一歩となることに満足している。つまり横に連合体、合同組合その他がつくられて、大きな組織がつくられるということがドライバー委員会としては「正しい方向への一歩となること」といふ指摘をしていられるわけでありまして、これは後ほど出てまいりますが、ドライバーのこの指摘は、そういうことになつておること自体が労働組合の機能というものを非常に減殺していろいろ不満が内攻しておるのだけれども、それを取り上げて片づけるということに欠けている。これが実は仲裁等が利用される制度としての、せっかくある制度が使われない原因の一つであるといふことを言つておる。組織の問題から発展をして、ここに一つ大きな問題が存在するわけですが、それからそのほかに幾つかの例があります。これから申し上げますが、いまの点がいろいろ申し上げておきたい第一点。あとで総合的に申し上げます。

次の問題は、私はまずもつて質問をしてから申し上げたいのですが、いまの地方公営企業関係の労働者の給与の決定に至る制度、これは一体どういふふうになつておるのか、簡単にひとつお示しをいただきたいわけでありまして、

○佐久間政府委員 これは御承知のとおりに公営企業職員につきましては団体交渉権が認められておりますので、団体交渉をいたしまして協約を締結する、そういうことによつて給与を決定いたすことになつております。ただ、その協約も予算上、資金上不可能な支出を内容とするものは、それが必要措置を講じた上でなければ、これが効力を発生することはできない、かような規定になつております。なお条例におきましては、給与の種

類及び基準だけを定めて、そのほかの事項は、すべてこれ団体協約に譲る、こういうことになっております。

○大出委員 県単位にお考えをいただいて、協約というものはどのくらい結ばれておりますか。

○佐久間政府委員 その点、ただいま手元に資料がございませんで、後刻調べました上で御答弁申し上げます。

○大出委員 ドライヤーの指摘によりますと、県単位に協約が結ばれている、つまり労働条件を規律している県は全国でわずかに二県しかない、こういう指摘がございします。これは調査に来たのですから間違いないと思ひます。そうなりますと、いまのお話から見ると、どうも団体交渉権があつて協約締結権がある、こういうお話なんです、ドライヤーの指摘する限り全国で二県しかないという事になりますと、これは一体どういふことが原因でそうなつていふとお考えですか。

○佐久間政府委員 ただいまの点はなお私も調べてみたいと思ひますが、労働協約を締結した県数がそんなに少ないというふうには実は存じないなかつたのでございします。私どものほうの調査、あるいはまたドライヤー委員会に出した資料等のごとくにミスがあるかと思ひますが、その点はちよつと調べさせていただきますと思ひます。

○大出委員 それじゃ、時間がありませんから、これは読みましよう。これはドライヤー報告ですが、こゝろ書いてあります。項は二一四七。関係のあるところを読んでまいりますが、「地公労法関係の事件については、一九五二年の地公労法施行以来一六件の裁定が行なわれているが、それら一六件の裁定は完全に実施された」と述べていた。つまり政府がです。しかしとくに地公労法の場合、条例によつて定められることとなつてゐるため、仲裁裁定を申請し、その仲裁裁定が、条例や、予算上、資金上の問題と抵触する場合が、少なからず発生することとなる。しかも先に団結権の章で触れたように、地公労法の適用を受ける労働者は、

小規模な団結に押しつけられており、その労働条件は、地公法の適用を受ける労働者の労働条件と同一水準であるいはそれよりも下位の水準にあるのが通常である。そのため一九五二年以来の地公労法適用労働者全体が受けつた仲裁裁定の総数が、わずかに一六件という結果になつてあらわれ、また協約によつて労働条件を規律している県が、わずかに二県しかないという結果になつて現れてゐる。これらは、「申立人らは、多くの協約がこれらの理由により拒否されており、またこのような規定が存在するだけで、不利な協約のみが締結されることを意味すると申し立ててゐる」これは、ドライヤー報告二四七項となつております。したがつて、私は架空なことを申し上げておるのではないのであります。ここに出ておるやうに、そのとおり読んだのですから、いま調べるのを待つてもいいけれども、時間がありませんから、あとでお調べいただきます。

そこで、つまり一九五二年にできてからこういう状態という指摘が実は出てゐる。ここで言つておる趣旨は、公企法という法律が公企労法、労働関係法のほうを押さへる作用をしてゐるという意味のことを述べてゐる。そうしますと、いま公営企業法の改正が出ておるわけでは、公企労法のほうの改正が出てゐるわけではない。だから改悪ではないという趣旨は、ドライヤーの指摘からいへば成り立たない。つまり、公企労法という法律があるけれども、それは今回は皆さんまだ手をつけておられない。おられないけれども、公企法といふものが公企労法のほうを押さへてゐる、ここに問題があるといふことを言つておるわけだ。にもかかわらず、今回三十八条の条文を見ると、私は実はあつた方々の関係があつて個々の条文に入らないつもりで申し上げてゐるのであります。したがつて、こゝろ大ざつぱなことを言ひます。ありますけれども、三十八条の中からいいたしますと、さらにより一その公企労法関係を公企法が押さへるという結果になつて、つまり改悪であるといふことになる、こゝろ考えてゐるのでありますけれども、そこをとおたたくのほうではどう考え

ますか。

○佐久間政府委員 ドライヤー報告でいろいろ指摘されておられます事項につきましましては、私も慎重に検討すべき点があると存じております。御承知のように公務員制度審議会が御審議をいただいておるところでございしますが、先ほど先生の御指摘になりました小規模組織における問題、これも確かに一つの問題点であるかと存じております。今回の改正におきまして、ここに指摘されております中で単純労働職員につきましては、御承知のように職員団体にも加入、結成ができるというこゝろにいたしました次第でございしますが、なお、小規模の公営企業につきましても同様な問題点が指摘されておるわけでもございまして、これらの点につきましましては、今後私もいたしまして御検討をしたいと思いますのでございします。

なお、協約、仲裁裁定に関しましては指摘があるわけでもございしますが、これらも、さらにそのほか指摘のあります争議権の問題等とも関連をいたしまして非常に根本的な問題でございしますので、公務員制度審議会の御審議を待つておる状況でございします。

なお、それに関連してお述べになりました地方公営企業との関係でございしますが、今回の改正は地方公営企業労働関係法には一切触れていないわけでもございまして、その考え方は、労働関係の問題は別途公務員制度審議会が御検討になつておる問題でございしますから、それには触れない、こゝろいたつてまゝ立案をいたしておる次第でございします。三十八条の点につきましましては、これは給与決定の基準に関する規定でございまして、従来ございしました規定につきましまして表現上不明確な点もございしましたので、その趣旨をより明確に表現をするという観点から改正をいたそうとするものでございまして、労働関係そのものに触れるという考えは持つていないわけでもございします。

○大出委員 労働関係に触れる意思は持つていないとおっしゃるならば、もう一つドライヤーの御

告が出てゐることから、したがつて、地方公営企業労働関係法のほうにはあなたのほうはお触れにならぬ、こゝろいまお話しなんです、そ

うだとすれば、その二つをあわせますと、ドライヤーが指摘してゐる、「しかしとくに地公労法の場合、地公企法によつて、賃金の種類及び基準が、条例によつて定められることとなつてゐるため」というところからさき私は御指摘申し上げましたように、ドライヤーは公企労法といふものがあるけれども、公企法といふものでこゝろ縛られてゐる関係から、先ほど御指摘したやうなこゝろの結果になつてゐると思ひます。そうだとすると、あなたのほうは、ドライヤーの指摘を日本政府が受けたのでありますから、尊重して、公務員制度審議会の決定を待つてゐる、だから労働関係には手を触れないと言われるならば、ドライヤーが指摘してゐるものでありますから、公企法のほうで縛つてゐるこゝろの部分について、つまり三十八条について、旧来のものを明らかにするなどという理由のもとに手を加えて、われわれの側からなればより悪くなる、こゝろいふことをおやりになるというこゝろは私は筋が通らないと思ひました。したがつて、私は個別的に条文について云々する気はありません。後の方がやられますけれども、いまあなたが認めになつた筋として、この三十八条といふものは旧来のままにされておく。そしてドライヤーが指摘しておることが公企法にも及ぶのでありますから、その辺のところをあわせて公務員制度審議会がどういふ結論を出すか。つまりその結論を尊重することになつておるのでありますから、その結果あらためて手を触れられる、これなら筋が通る。だからいろいろと与野党両方の間でも苦勞をしておられるやうでありますし、また提案者である自治省の方々のほうも相当慎重にこの法律は取り扱おうとされておるのでありますから、したがつて私はものをこゝろというのではなく、まとめなければならぬといふ考え方には立つ限りは、いまの三十八条の処理といふものは、提案者のほうで修正するとはおっしゃられぬと思

いますけれども、そのあたりのことはあなたはお認めだから、十分配慮されて善処をする、こういう方向に進めていただかなければならぬことになると思います。大臣、いまの論議をお聞きになっておたはずでありますけれども、公企法が地公労法、つまり地方公営企業労働関係法のほうを縛っているというドライヤーの指摘があるので、いま私が申し上げたとおりですが、大臣そのところ、三十八条をどういうふうにお考えですか。この法律がもめるかも知れないか中心問題だから、はっきり答えてください。

○永山国務大臣 三十八条の規定は、労働関係の基本問題に關しまして、いま公務員制度審議会に論議をしておるわけでございまして、この基本問題には直接関係のない規定でございまして、これ自体の關係は、公務員制度審議会の答申を待つて論議を進めていきたい、こういうふうに思います。

○大出委員 いまの大臣のお話からすれば、あなたは關係がないとおっしゃるのだが、したがって關係があるかないかを私はいままで述べている。ドライヤーの報告に關係があれば、いいですが、いま公企法の改正が出ておりますが、これは明確にドライヤーの報告と關係がございまして、いまの大臣の趣旨からいけば、その部分だけははずさなければならぬことになる。その点もう一べん申しましよう。ドライヤーの報告の二四七項、ここに特に地公労法の場合、地公企法、いま出されておる改正案、この地公企法によって賃金の種類及び基準が条例によって定められることとなっているため、仲裁裁定を申請し、その仲裁裁定が条例、予算上、資金上の問題と抵触する場合が少なからず発生することになるというところから、團結権の章で触れたように、群小の組合に分断されているというところとあわせて、仲裁の制度をそれ自体が利用できるというふうなところに追い込まれているというところをドライヤーが指摘しておる。したがって地方公企法が地公労法上の制度を押えている、こういう指摘だ。して見るとその中心点は三十八条、その三十八条をドライ

ヤーが指摘しておるにかかわらず、例の公務員制度審議会からこれら論議することになっていくにかかわらず、いまここで旧法を改悪をして、財政の状況だとか能率の反映だとかというところで含めて、より一そう縛ろうという形を出されるというところは、ドライヤーの指摘事項からいって筋が通らない。あなたの方のほうでドライヤーの報告というものを尊重して公務員制度審議会に論議をしていただいて、その結論を待つてからというので、先ほどの御答弁では当然この三十八条というものは旧法のままでいく、これでは筋が通りますせん。このところを大臣いかがかと質問をしておるのです。

○永山国務大臣 公務員制度審議会は基本問題をやっておるのでございまして、直接この三十八条とはすぐ關係するものではない。すなわち、いわゆるスト権の問題を含む基本的な問題でございまして、やはり給与のあり方に対して条例でやったり何かしておるものと直接いまだ結びつく問題ではない、こういうふうに考えます。

○大出委員 それは大臣あまりにも知らな過ぎで、食言です。ドライヤーのこの指摘は、ドライヤー自身が基本の問題として出しておるのです。しかも一番最後には、早期にかつ十分に再検討されるよう勧告するという項目が入っているのです。いいですか。あなたは基本問題が何かかわからないで答弁されては困る。ドライヤーは、これは基本問題だと言つて提起をしているのです。公企法關係の労使間の一番基本問題は、群小の組合に分かれるような制度ができていく。だからもつと大きな組合にしなければならぬ。そのことが一歩前進だ、これを検討しろというのが一つ。それから地方公企法、いまの公営企業法、これが公営企業労働関係法のほうの制度を押えている。だからその制度が使われない、これを抜本的に検討しろ、そして今度は仲裁の制度そのものについてこれを根本的に検討しろ、こういうふうに三本立てでものを言っているわけですね。これが一番の根本問題です。だからいま労使間でストライキをや

るのやらぬのという騒ぎになっているのは、いま出ている公企法三十八条が中心点だ。それをあなたは基本問題じゃないなんて言うなら、あなたは大臣の資格がないじゃないですか。

○永山国務大臣 いまの基本問題は、スト権に關する点を中心に論議をしておる。基本的なその問題が公務員制度で論議されておるのであると考えております。

○大出委員 永山さん、あなたは、私はよく知っているからいいですけども、そういう答え方はまことに困る。

それならもう一点だけ指摘をしておきますが、このドライヤー報告では、二二六項、「高度に工業化された民主国家においては、結社の自由および労働関係の法的規制は、不可欠な最小限に止められていく。自主的に締結された協約に基づいて労働関係が運営されている。これに比べると、二二六項で、日本の場合、法的規制の複雑な制度は、先進工業国の要請に適合するものではない。」したがって二二六項では、「現行法のすべての徹底的な再検討と立法行政上の決定、および司法上の決定の現在のジャングルをいっそう簡素化された労働法典によって置きかえることが極めて望ましい。」政府は他に先立ってこの問題を検討すべきだ。このことを全部受けて公務員制度審議会では前田会長はじめ論議しているわけです。あなたの言うスト権だけを論議するんだなというところは、公務員制度審議会の議事録を読んでもどこにもない。いいですか。だからあなたのそういう答弁では、これは政府が受けているドライヤー報告というものを、あなたは全く御理解なくものを言っておられるので、關係ないなんていうことが出てくる。とんでもない話で、したがってこれはこの席でこれ以上あなたを問ひ詰めてみたって、お読みにならないでものを言っておられるのはしょうがない。同じ土俵の上で話ができない、だから、しょうがありませんから、もう一点にしておきます。いいですか、「地公労法適用労働者がみずから、みずからの権利と利益を守るための行

動を、地公労法に従つて起こす可能性を、きわめて小さなものにしていく。」まさしく私が指摘した公企法の關係です。「そこで、ドライヤー委員会は、政府側は度重なる弁明にもかかわらず、なお仲裁裁定及び労働協約の迅速かつ完全な実施が、仲裁裁定及び労働協約の迅速かつ完全な実施が、ストライキ禁止の不可欠な代償措置として必要であることを強硬に述べ、結社の自由委員會の勧告に照して「早期に、かつ十分に再検討されるよう勧告する。」(二二四八)こうなつておる。いいですか、そうなりますと、こういう時期に三十八条に手を加えるなどということはあり得べきことではない、どこから考えても理論的にこういふ結果にならざるを得ない。だからそのことを、この間柴田さんがきわめて簡単に重畳質問に對して、ドライヤー報告とどういふふうになつていくかというところを答えてくれと言つたところが、關係ございませんとする答弁なんだけれども、私は關係があるかないかというところを立証しようと思つていま論議をしておるのです。明確にこうまで書いてある。したがって、公務員制度審議会が、組合側からは自治労の安養寺書記長が出て、官のほうから代表者が出て、いろいろな場面での論議が起つておるわけです。現に組織の問題も含めて。そういう時期に、片やここで、一部改正ではあるながらも、三十八条に手を加えるというところは、どこからいっても筋が通らない。だからこれは明確にするというだけの意図であるならば、あなたの答へになつていくように、それならば何もこの際明確にしないから、将来明確にすればいいのですから、したがって、旧法でこれはいくべきである。この点、大臣いかがでございますか。

○佐久間政府委員 先生の御指摘になりました点は、私も理解をいたすわけでございまして、御指摘いただきましたドライヤー報告の問題点は、それは申し上げるまでもなくドライヤー報告としては、公営企業關係の職員労働問題につきまして、あるものについては爭議権を認めることの可

否を検討しろ、それからまた争議権を禁止される場合についても、それにかわる代償措置について検討しろ、こういうことを大筋としては言うておるわけでございます。その代償措置が十分に行なわれているかどうかという検討の中の幾つかの問題の一つといたしまして、第一には、先ほどおあげになりましたような小規模企業における組合の活動が十分に保障されているかどうかという点の指摘があり、また第二の点としておあげになりました仲裁裁定、協約の実行につきまして、予算、資金などの関係につきまして、この点について指摘がなされておるわけでございます。そこで大臣が申し上げました労働関係の基本に関する事項としてドライヤー報告が指摘する問題を公務員制度審議会に御審議をお願いしております事項といたしましては、まさにそういうストライキ権を認めることの可否、あるいはまたストライキ権を禁止された場合の代償措置をどうするか、こういう根本の問題を検討を願っておるわけでございます。今回の地方公営企業法の改正は、そうした労働関係の労働関係の基本に関する点、それはただいま申し上げたような問題でございますが、それらの問題につきましても全く触れていないわけでございます。そこで、御指摘になりました三十八条の点は、これは地方公営企業法の中の一環といたしまして、公営企業職員の身分、取り扱いに関する事項が規定をされておるわけでございますが、これら全般に手を加える改正の機会でございますので、その中の給与関係の部分につきましては、従来の範囲の中で、従来趣旨が必ずしも明確でございませんでした点を、その表現を明確にしよう、こういうこととございまして、いわゆる労働関係の基本に触れる問題ではない、かような理解をいたしておる次第でございます。

○大出委員 先ほどあなたは、公企法と公企労法との関係についての私が指摘した点はお認めになつてゐる。ただししかし、この際それは旧来のものをより明らかにしようという意図以外の何ものでもない、こういう考え方だからこの法案を出したんだという答弁をされている。そうすると、それだけの意図であつたのほりが出したならば、それはドライヤーが指摘する問題等とからんで非常にややこしい問題になるから、それだけの意図ならば旧法でいいではないか、混乱を巻き起こす必要はないではないか、こう私は指摘をされているのであつて、そのところを大臣どうお考えになるか、こういう質問をされているのですから、大臣ひとつお答えをいただきたい、こういう問題は政策の問題なんだから。

○佐久間政府委員 大臣のお許しを得まして私から御答弁させていただきます。存じますが、労働関係といふものを、どういふものを労働関係と理解するかといふことかと存じます。そこで先ほど先生の御質問にお答えいたしましたように、公営企業職員の場合に、どういふ労働関係のプロセスによつて給与その他の勤務条件が決定されるかといふことでありますが、それは団体協約によつて協約が結ばれる、しかしまたその協約は予算上資金上の制約がある、一口に申しますとこういう関係になつておるわけでございます。その労働関係といふものにつきましても、今回は何も触れていない。しかもそれらの点につきましても、御指摘のようにドライヤー報告には幾つかの検討すべき事項が示されておるわけでございます。それを公務員制度審議会の論議にまつてゐるわけでございます。

○大出委員 これは私の質問の趣旨からいけば条文に触れなかつたのですけれども、あなたの御答弁は事務的な答弁ですけれども、触れざるを得ないから、お許しをいただいて一点だけ触れませんが、旧来の三十八条は「企業職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ。」二項「企業職員の給与は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」こうなつてゐるわけ。中心はこれだけ。ところで今回の改正は、「企業職員の給与は、給料及び手当とする。」「企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能力が十分に反映されるものでなければならぬ。」この能力云々のところが一点問題点。それから三項の「企業職員の給与は、生計費並びに同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与を考慮し、かつ、このことから下が問題です。」「当該地方公営企業の経営の状況を考慮して定めなければならない。」こうなつてゐる。そうなりますと、公企法の改正がここでこう行なわれて、団体交渉権を持つております、協約締結権を持つておりますから、そこで地方公企労働関係の組合が賃金が上がる、こういう段階になつて調停の制度、仲裁の制度を使つた。その場合に、この法律の「当該地方公営企業の経営の状況」、つまり経営の状況は非常に悪くて金がない。金がないといふことになりまして、条例事項を合わせてこの賃金の引き上げはとめられてしまふ、こういう結果になつて、仲裁に持ち込みようがないことになる。つまりこういう制度が、ドライヤーが、公企法が公企労法のほうを制度的に押えている、だからこれを検討しなければならぬ、こう言つてゐるわけでありまして、したがつて私はこの問題は明確に關係があるので、大臣、そのところを政治的に——事務的に何ほ言つてもしょうがない、事務当局がまさか政治的にとやかく言うわけにいかぬのだから、大臣、いま御指摘申し上げたところを、平地に波紋を起す必要はないのだから、先ほど申し上げました現行の三十八条のままで一向差しつかえない。

○大出委員 先ほどあなたは、公企法と公企労法との関係についての私が指摘した点はお認めになつてゐる。ただししかし、この際それは旧来のものをより明らかにしようという意図以外の何ものでもない、こういう考え方だからこの法案を出したんだという答弁をされている。そうすると、それだけの意図であつたのほりが出したならば、それはドライヤーが指摘する問題等とからんで非常にややこしい問題になるから、それだけの意図ならば旧法でいいではないか、混乱を巻き起こす必要はないではないか、こう私は指摘をされているのであつて、そのところを大臣どうお考えになるか、こういう質問をされているのですから、大臣ひとつお答えをいただきたい、こういう問題は政策の問題なんだから。

○佐久間政府委員 御質問の第一点でございますが、この点につきましては、従来よりも能率ということが加わつておりますことは御指摘のとおりでございます。ただこの点につきましても、従来ともその表現の中で、実際問題としましてこの能率の点も考慮されておつたわけでございます。他の立法例を見ても、日本電信電話公社法でございまして、あるいは国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法でございまして、最近の公営企業に関する立法の例を見ましても、能率の事項が加えられておるわけでございます。今回の改正につきましてもその点を考慮いたしました次第でございます。

○大出委員 大臣、もう一べんはつきり聞きますから答えてください。いままで私が何べんか公営企業問題について、答申が出る前から質問してきておりますが、一体自治省のねらいはどこにあるのだという質問を私は鎌田参事官にした。これは法律をつくる基礎になる討論をあなた方がしておる最中、昨年の十二

そのところを大臣明確にしておいていただきたい、こういうわけ。——大臣に三回質問してゐるのだから、中心点だから、大臣答へなさい。○永山国務大臣 一応行政局長が答弁したあとで答弁いたします。

○大出委員 大臣、もう一べんはつきり聞きますから答えてください。いままで私が何べんか公営企業問題について、答申が出る前から質問してきておりますが、一体自治省のねらいはどこにあるのだという質問を私は鎌田参事官にした。これは法律をつくる基礎になる討論をあなた方がしておる最中、昨年の十二

そのところを大臣明確にしておいていただきたい、こういうわけ。——大臣に三回質問してゐるのだから、中心点だから、大臣答へなさい。○永山国務大臣 一応行政局長が答弁したあとで答弁いたします。

月二十四日の日でございますが、このときに、何を
一体あなた方は法改正という形で出したのかと
いう質問を私が出したところが、制度調査会の答申
に基づいて公営企業の組織、給与、財務、この三
点を中心だという御説明があった。しからばその
組織、給与、財務とは一体何だ、こういう質問を
私がして詰めたところが、これに対して鎌田説明
員のほうから、特に給与のところだけ申し上げま
すが、「いわゆる年功序列型の給与体系というも
のではなくて、業績の反映せられた能率給的なも
のに持っていくべきだ、こういう思想がございま
す。」という言ひ。そうすると、今日定期昇給の制度
というものが公務員は全部ある。この定期昇給制
度というものは、年功序列型の賃金体系の特微的
なものです。いいですか。そうなりますと、ここで
法改正をするという意味は、旧来含まれていた、つ
まり旧法の三十八条というものを明らかにしたの
ではなくて、年功序列型と言われている今日の給
与体系、公務員給与体系というものを能率給シス
テムに切りかえるという、そういうことでこの給
与という問題に手をおつけになった。してみると先
ほどあなたが答弁したのは、出発から見ますと全
くのうそ偽りになる。旧来のものを明らかにした
のだとあなたは言う。明らかにしたのではない。
年功序列型の給与体系と言われているものを能率
給システムに切りかえるということである。この条
文をお出しになった。いいですか、この点をひとつ明
らかにしていただきたいのと、そういうことになる
と、ドライヤーの指摘しているように、そうい
う給与原則を公営法でつくるとなると、せっかく
の仲裁制度その他はあるけれども、財政の状況と
あわせてここに書いてあるとおりの、したがって
押えられてしまふ、より強く押えられてしまふ、
こういう結果になる。そのところを大臣はどの
ようにお考えになりますか。

○永山国務大臣 能率を十分に反映するものでな
ければならぬということ、お説のようにに能率給
主義でいくということではないと思うのです。や
はり年功序列型の中に、そういうものを考えてい

くべきであるというように考えておるのでござい
まして、やはり旧来ある「その職務と責任に応ず
るもの」であるということの範囲の中に含まれて
いるものだ、こういうふうに考えておるわけであ
ります。

二番目の「当該地方公営企業の経営の状況を考
慮して」という考え方でございしますが、これはや
はりいま局長の言いましたように、「その他の事
情」を詳しく言ったものであると同時に、やはり
その職務と責任に応ずるものでなければならぬと
いうこの大原則の中に、やはり地方公営企業とい
う企業であるから、企業の能率というものを考え
さらにその成績状況を考慮して、それらがすべて給
与に反映していくということをおっしゃるものでご
ざいまして、この三十八条の関係をより合理的に考
えておるわけでありまして。

○大出委員 いいですか、私は自治省の方々のか
つての答弁を議事録にのっとって申し上げていま
のですから、そのつど、そのつど、このところと
変わったことを言われては困る。いいですか、大臣
も前に答弁して、そのつど式にころころ変わるよ
うなことをちよいちい言われたのでは、これは
一体どこに根拠があるのか、それがわからぬ
じゃないですか。もう一べん読みますから、はっ
きり答えてください。「地方公営企業制度調査会
の答申にもございしますけれども、いわゆる年功序
列型の給与体系というのではなくて、業績の反
映せられた能率給的なものに持っていく」これが
給与制度改定の考え方だ。「思想がございします。」
とこう言っている。年功序列型のものを、業績の
反映せられた能率給的なものに持っていく、これ
が思想でございまして、こう答えているのですから
ね。だから明らかに旧来の年功序列型の給与体系
というものを能率給的なものに変えるというあな
た方の思想なんです。それで、それでこの
法律はできたのですから、それを違われないなん
というのではない。違わなければならない。それでな
ければ改正の必要はない。違わなければならない

たは認めなさいと私は言っている。鎌田参事官が
答弁しているじゃないですか。立案者である鎌田
参事官がこう答えているじゃないですか、違わな
ければ意味はないでしょう。

○柴田(護)政府委員 鎌田参事官の答弁によりま
していろいろ御議論のようでございますが、先ほ
ど来いろいろ御議論になっておりますように、従
来からの三十八条の解釈というものは、企業の
特性があればこそこういう規定が置かれておりま
すので、現行の給与規定を排除して置かれておる
というところは、企業の特長というものが給与の中
に反映されていかなければならぬ。そこで従来こ
の解釈をめぐりまして、御承知かと思ひまするけ
れども、企業職員については、いわゆる一般行政職
の場合を考えると、一般行政職の号俸と申しま
すか俸給表を適用したほうがいい、適用すべきで
ある、こういう主張が行なわれておったのであり
ます。しかしながら、実態はまるっきり逆であり
ます。したがって、私どもの従来の解釈からいき
ますならば、旧三十八条の意味するところという
ものはそういう趣旨、いわば能率的なものであつ
て、従来の年功序列型というものは違ふ、こう
いうことを言ってきたのでありますけれども、こ
うの規定が不明確でございますので、その間に団
体交渉等を行ないます場合に、いろいろ疑義があ
る。それから、それがまた適当でないいろいろの
慣習を生んできた。そこでこの問題は調査会の答
申におきまして、その趣旨を徹底していくとい
うお話がいろいろございしました。また調査会の前
に、都市交通財政問題調査会におきましても同じ
ような趣旨が答申されております。それらの趣旨
を考えますならば、この三十八条の現行の規定と
いうものをいままでの不明確な形において放置し
ておくことはできない。特に公営企業がこういう
際でございますので、はうっておくわけにいな
い。そこで御指摘のありましたドライヤー勧告と
の問題もございしますけれども、立法の趣旨を明確
にするということは差しつかえないのではなから
うかということで、この三十八条の改正規定を置
いたのでございします。私のこの前の重盛先生に對

する御答弁が若干不明確であつたかも知れませ
んけれども、私が申しました趣旨は、ドライヤー勧告
の取り扱いにつきましても、全体としては政府の
中においていろいろ検討もされておりますし、また
それは単に地方公営企業だけでございまして、
いろいろ国の各企業との関連もあるわけでござい
ます。したがって、その一連の問題の取り扱いが
きまりました際には、地方公営企業におきま
しても同じような扱いがなされるべきである。し
たがって、そういう考え方のもとに、現在におき
ましては関係があるものと考えております。こ
ういふ御答弁をしたのでございします。やや私の御
説明が不明確であつたかも知れませんが、御了承い
ただきたいと思ひますが、改正の趣旨はそういう
趣旨でございします。

○大出委員 それならば明確なんです。いま柴田
さんがどういふことを言われたかということ要約
しますと、旧来の三十八条の解釈にいろいろ論
議があつた、これは現実の皆さんの側の解釈とし
ては能率給、こういうふうな形の、あるいは能率
給的なものでなければならぬという考え方、解釈
を持っていた、いたが、しかし現実には国家公務員、
地方公務員に準ずるといふ形になっておりますか
ら、したがって、年功序列型の旧来のところの給
与体系が現実の体系である、だからこの現実の年
功序列型の体系を、三十八条をもつと明確に規制
して書いて、能率を反映する云々から、財政状況
云々から全部書いて、それによって現行の年功序
列型の三十八条の、皆さんの解釈からすれば相反
している年功序列型体系というものを、より明確
にここに規制することによって能率給的に変えて
いく、こういうお考えだということになる。その
とおりでしょう。

○柴田(護)政府委員 表現が違ふかもしれませ
んが、私どもは旧三十八条の規定の趣旨を徹底いた
したい、こういうことです。

○大出委員 先ほどあなたが申し上げたよう
に、三十八条は能率給的なものと解釈しておつた
が、現実はそのようになっていない、だからより明確にし

て、その現実、つまり年功序列型のもを変えよう、
こういふ趣旨だということになる。そうなる、と、
さつき私が申し上げたように、ドライヤー勧告と
関係がないのではなく、つまり年功序列型を能
率給の体系に変えていくという中で、財政状況と
いうものが入ってくる、金がなければ手当その
他も出さぬということになる。そうすると、一方に
仲裁制度等があつても、地方公営企業法という法
律がこれを押える結果になる、そのところがド
ライヤーの言う指摘事項なんです。そうなる
と、いまこういふ形で、いまあなたも認めておら
れるように、公務員制度審議会が公務員労働法体
系全般にわたつてこのジャングルをいかにする
かということ、これから論議しようというこの
時期に、そういうきわめて微妙なかつ重要な関係
を持つ、だからこそこの労働組合でも大騒ぎに
なつておるわけですから、そういうものをあえて
ここで出す必要はないじゃないか。だから公務員
労働法体系全般にわたつての審議会の結論が出て
からおやりになつて一向差しつかえないことでは
ないか、こういふことを私は先ほどから申し上げ
ておるのであつて、これは私の申し上げておるこ
とはおわかりの上で御答弁されておると思ひので
あります。そこで、私は大臣に、政治的にあなたの
ほうはこの点は考慮すべきものである、こういふ
ことを申し上げておるのであつて、そのところ
を大臣に、事務的な答弁ではなしに御答弁を賜わ
りたい、これが私の申し上げておる趣旨です。最
終的にもう一ぺん大臣から御答弁いただきたい。
○永山国務大臣 自治省といたしましては、この
改正案のように三十八条の規定をより明確に合理
化することが望ましいと考えておるよりな次第で
ございます。

○大出委員 これは、きょうは九日ですから、二
十何日まで今会期はありますけれども、柴田さん
がいつか私の質問にお答えになつたが、政令の案
文を出してくれと言つたら、本委員会が何とかこ
の法律を通していただけるなら政令の各省打ち合
わせは急ぎます、こういふ言い方をあなたはされ

た。お取り消しになつたからその責任は追及しな
いけれども、そういう気持ちさあなたにのほろに
はあるんだから、私はどなたと申しませぬけれど
も、皆さんのほうからいろいろな方が、私にも、ほ
かの委員にもそうでしようけれども、考慮するこ
ころはするから、何とかひとつまとめてくれぬか
という話がある世の中に、これは現実です。そ
こであなたがやはり政治的にもお考えになら
ぬという、いたずらな紛争が起こるだけですか
ら、そのところをあなたは十分におわかりにな
つておると思ひけれども、十分にやはり御考慮
を賜りたい、大臣なんです。そういう趣旨
のことを私は聞いておるのですから、隣の行政局
長の言うことと同じことを言つたのでは、大臣、意
味がないのです。あなたはもう一ぺんお答えにな
りませんか、どうですか。

○永山国務大臣 本案の提出をいたしておるもの
でございまして、原案をぜひ御考慮を願ひたい
と思ひます。

○大出委員 そのくらい弱気な答弁をされれば、
私のほうはその辺にいろいろとお考えがあるとい
うふうにみなして、まじめよと思つて質問し
ておるのですから、みなしておきます。

そこで大臣、もう一つだけ、この間の約束です
から。病院の問題で質問をしたら、何とお答えに
なつたかという、当分の間一般財源で埋めるん
だという。一般財源の問題はそうなつておるの
です。そこで、あなたの御答弁をここで読み上げま
すから、御確認を願ひたい。あなたが四十年十月一
日に、大臣におなりになつた後に、私がこの公営
企業問題を含めて地方財源の枯渇状態についてあ
なたに質問申し上げた。そうしたところが、大臣
は、「根本の原因については、率直に言うならば、
やはり高度経済政策のひずみが出たということでは
ないかと考えるのでございまして。明確なあなた
の答弁、ここにあります。あとで持つていきます
から。それから次に、「地方財政はお説のように
非常に苦しい情勢でございまして、府県、特に大
都市、都市方面にいたしまして、政府が金を出

してくれなければどうもならぬ、事業も一切でき
ないという状態で、私は自治ではなくてむしろ中
央集権の権力政治が行なわれんとする情勢になろ
うとしておるのではないか、したがつて、それに
対しては財源の移譲をしなければ、ただ事務配分
だけではどうもならぬじゃないか、思い切つた切
開手術を要求する、張りこり薬を續けておるの
ではないか」といふことを強く主張を續けておるの
ですが、どうもそれなら何を移譲するのかという
問題についてはまだ十分話し合ひをつけておりま
せんけれども、考えれば幾らでもあるんじゃない
かということ、いましきりに事務当局を脅かし
たしておるところでございまして。あなたはこう答
えておる。これは何を言つておるのじゃないで
すよ。これはちゃんと永山大臣のものはワクに
入れてあります。これがあなたの「高度経済政策
のひずみ」、これがあなたのいわゆる「中央集権の
権力政治」が行なわれていくといふのですから、
張りこり薬ではだめだ。だから張りこり薬のよう
な三十八条はおやめになつて——やつぱりそうい
うところで紛争を起こすのじゃないか。根本問題
に觸れて、「高度経済政策のひずみ」からとあな
たは言われてゐるのですから……。大蔵の主計局
長が隣におつたからびつくりしたでしょう。あな
たはそれを認めますか。

○永山国務大臣 私はいまなおこういふ議論で、
大いに地方財源移譲に努力し、叫び續けておるこ
ろでございまして。

○大出委員 私のいま指摘いたしました大臣答弁
をお認めになつたわけだから、お認めになるとす
ると、張りこり薬ではどうにもならぬ、「中央集
権の権力政治が行なわれんとする」、まさにそう
いう状態だとあなたはおっしゃつた。財源の移譲
は六大都市の市長会あたりがあなたのほうに案を
出してゐる。あなたはそれを御存じでしょう。こ
こにあります。自治体から地方財源の是正措置に
ついて、こういふふうに移譲してもらいたいとい
う意見書があなたのほうに出ている。今日の状況

といふのはそういうわけです。そうなりますと、
そこまであなたが政治的に答弁をされておる段階
で、こういふ公営企業法の一部改正などというも
のを提案すること自体がおかしい。あなたの答
弁からいけば筋が通らない。高度経済政策のひ
ずみが地方財政を窮乏させた。中央集権の権力政
治が行なわれようとする。財源の移譲をしなければ
張りこり薬ではどうにもならぬ。そうなります
と、この一部改正法案というのは、先般私が給与
について、地下鉄の資金についても全部あげ
て御質問申し上げたが、皆さん答弁なさらぬ。お
認めになつておるわけです。そうなりますと、こ
れは筋が通りません。したがつて、大臣、その答
弁の趣旨からいくなれば、いま出されてゐる三
十八条を含めての地方公営企業の一部改正は、あ
なたの答弁に相反してゐるとお認めになりませ
んか。

○永山国務大臣 抜本的な処置を要望いたしてお
るのでございまして、世の中は思ふとおりにま
いりませんから、一歩ずつ前進をするという意味
で進める以外にないと思つておるのであります。

○大出委員 あなたはそれで答弁になつたよう
にお考えになつてゐるけれども、思ふとおりに世
の中が進まぬから、みずからの意に反する法案を
出したということになる。大臣、あなたはそれを
責任上どういふふうにされますか。

○永山国務大臣 一歩一歩前進していくという意
味で、本法案をぜひひとつ通過してもらいたい
と思ひます。

○大出委員 それならば、あなたは先ほどいふ
ん苦しい答弁をされたけれども、善処するくらい
のことは前向きで言ひなさいよ。与野党でよく御
相談をいただきたいとか何とか言わなければ、
あなたがかつこうがつかぬじゃないですか。

○永山国務大臣 私は提案者でございまして、
ぜひひとつ原案のとおりに願ひたいと思ひます。

○大出委員 あなたは別なことを言つておいて、
別なことを提案して、それでんとしておられた

のでは、本来ならば、私はふつとわす気ならばすわったきり動かぬのですけれども、しかしこれは毎野党の皆さんの御努力を陰ながら知っておりまして、まじめにしたいという気持ちも私も持っておりますから、したがって、そういう荒療治みたいなことはいいたしません、大臣はだいたい苦しうでございまして。けれども、あなたのほうもそのところは、提案者ではございますが、しかし何とこのところは与野党御相談していただいて、というところまであなたは言っておかないと、これは締めくくりにならぬでしょう。そのところをもう一ぺん言ってください。ひとつ御相談していただきたいというぐらいい言ってください、やめますから。まとめるつもりでしゃべっているのですから。

○永山国務大臣 良識ある御審議を信頼いたしておる次第であります。

○大出委員 では、大臣の「良識」をその意味で信頼したいと思ひます。打ち切ります。

○岡崎委員 野間千代三君。

○野間委員 だいたい時間が迫つてまいりましたので、二、三の第三十八条の問題それからこの前お願いをしました第十七条の問題が提案をされて出ております。その方面についても少しあるのですが、経済企画庁の丸山物価政策課長が急いでおるようなので、最初にその方面から御質問を申し上げます。

まず、バスの料金の問題ですが、三十六年ごろからバスの料金の改定をしていただきたいということが、たしか七大都市をはじめ多くの公営企業あるいは私企業を通して運輸省に申請になっていると思ひます。私の住んでおります横浜市においては、三十六年の十二月二十三日に、十二円を十五円にしたいという申請があつたはずであります。これが認可になったのは三十九年。三十六年に申請して三十九年に認可になっているはずであります。なぜ三十六年の十二月に申請をしたものが三十九年の十二月まで認可にならなかったかという原因は、三十六年のたしか三月七日、公共料金は

抑制をしたいという意味の閣議の口頭了解があつて、それが起因をしてバス料金は値上げをストップされた、こういう状況でございます。したがって、三十六年を前後してバス料金改定の申請がたぐさんあつたんだけれども、閣議の、つまり政府の三十六年の三月七日の、政府の責任においてバス料金をはじめ公共料金の値上げを抑制するという政策に基づいて、国の政策に基づいてバス料金改定の申請を許可しなかった。そういう事情がございまして、まずそれをお認めをいただきたいと思ひます。この点については、永山自治大臣は当時大臣でなくて、あの当時は篠田さんが大臣で、その次が早川さん、その次が永山さんになっておりますので、永山さんは当時は大臣でないから責任はないと言われるかもしれませんが、自民党内閣であることには変わりがないので、まず永山自治大臣に、それは閣議了解であつたということをお認めをいただくこと、それから、これは主として経済企画庁のほうで、経済企画の關係からきて、つまり物価対策からきてこういうことになってきておると見受けられるので、大臣が答へられればそれでいいのだけれども、それを裏づける答弁として丸山物価政策課長からもお答えをいただきたいというふうに思ひます。

○丸山説明員 お答えを申し上げます。

いまの御質問でございますが、公共料金の抑制ということとを政府の物価対策として取り上げましたのは三十五年でございます。三十五年九月の閣議了解で消費者物価対策というものが出たのでございまして、その中で、公共料金の引き上げについてはこの際極力抑制するという方針がきめられたわけでございます。その次に、たゞいま御指摘のように、三十六年三月七日の閣議の口頭了解によりまして、すでに閣議において値上げを認めることを決定したものを除き、公共料金の引き上げは当分の間一切行なわない方針であるというふうに、お説のようにストップの方針を一応確認したわけでございます。それからさらに、数カ月たちました三十六年七月二十五日に、あらためて

閣議了解をいたしまして、「公共料金値上げ抑制措置の今後の運用について」という表題でございまして、この中で、企業の収支状況の悪化がきわめて顕著となつて値上げを抑制することの困難となつたと認められるものに限つては、例外的に閣議で了承して値上げを認めるというふうに、三月のストップはここで一応解除されまして、ケース・バイ・ケースで閣議に付議して認めていく、こういう方針になつたわけでございます。このケース・バイ・ケースで閣議に付議して認めていくという方針が、その後三十九年一月の例の三十九年度じゅう一切値上げを行なわないというストップに至るが、実はこういう方針が受け継がれておつたわけでございます。この方針があらましたために料金の値上げをやらなかつたというふうには、実は私たちは考へておらないわけでございます。現に、この間におきまして、路面電車をつきましては、三十六年の十月に東京の値上げをいたしておりましたし、三十七年じゅうに横浜、名古屋、大阪、神戸の値上げをいたしておりました。また、京都につきましては、三十八年十二月に値上げを認めております。したがって、こういう抑制の方針があつたためにといひますか、値上げをストップするといふ方針があつたために値上げをしなかつたんだというふうには実は考へておらないわけでございます。

そして、ただ、バスにつきましては、御指摘のよう、三十六年から三十七年にかけては、六大都市等から、京都は若干おくれまして三十八年でございまして、申請が出ておりますが、これにつきまして値上げを認めるのがおくれしましたのは、実は当時、東京の例をとりますと、東京都営でございまして、東京都営は、三十七年度に相当赤字が出ております。都営のバスと同じ線路を走っておりまして、乗入れ九社と申しておりますが、乗入れ九社のほうの収支状況を見ますと、なお相当の赤字をあげている。同じ路線を走つておる乗入れ九社のほうの赤字であつて、都営のほうの赤字である。これはどういふ理由に基づくものであ

らうか。もし、そういう状況下におきまして都バスを上げますと、競合路線の關係から、赤字である乗入れ九社についても値上げを認めなければならなくなるという点で、はなはだ問題があるわけでございます。そこで、たしかあはれは三十八年四月だつたと思ひますが、公営交通事業協会のほうで、公営交通の財務の調査に關します委員会をつくられて、こういう事情になつてきたのはどういふ理由であらうかというところをいろいろ御検討されまして、三十八年十二月に、その御答申が出ておるわけでございます。ところが、三十九年一月になりまして、先ほど申し上げましたように、物価対策上やむを得ず緊急非常の措置としてストップするといふ方針がきまつたものでございまして、六大都市等につきまして値上げを認めるといふ理由になつておるわけでございます。そういうわけでございまして、三十六年三月のストップといふものは、先ほど申し上げましたように、すぐ七月には、そういふふうにはケース・バイ・ケースで認めるという方針に変わつておりますので、そういうストップといふ方針だけでバスの値上げが三十九年の暮れまで見送られたというふうには考へておらないわけでございます。

○野間委員 それは少し違ひのようです。経済企画庁では、自治省あるいは運輸省等との間で文書質問であるとか、あるいは企画庁内の討議であるとか、そういう点では、いま丸山課長が言われるようなことになつておりました、それは私も認めます。ただ、それが政府全体とすると、三十六年七月二十五日の閣議了解の際に、確かに一部事情により認めることもあるというふうな運用なんだけれども、したがって、三十七年五月一日に、言われるように市電の部分については認可をされた。ただ、六大都市、七大都市のバス料金の問題は、物価に与える影響が非常に大きい、したがつて当分認めるわけにはいかないというのが政府全体の意向だつた。いま丸山さんの言う問題は、三十七年十二月七日に、運輸省、自治省に対して質問書

を出している。これは東京都をはじめとする大きな都市の運行状況は、人件費の増加であるとか、そういう面が主であって、物価が上がったから料金を上げなければならぬということではないではないかという趣旨の質問がされておいて、それに對して、自治省から、三十八年一月十七日に企画庁に回答しておられる。その回答では、まず第一に、二十六年以降一年間バスはストップをして、それから物価上昇がこれこれある——これは資料がありましかつてもつかいですが、燃料ですが、物価上昇があつて、たとえば、燃料であるとか、資材購入であるとか、そういう面がこれこれ上がつていふに数字があつておられます。それから運転時速が遅延しているとか、公務員給与の改定があつたとか、国鉄その他私鉄においてはそれぞれ二回ないし三回上げられている、そういう状況であるから、バスの料金を値上げすることは当然であるといふに回答しているわけだ。

それから、地下鉄の建設費、特に東京都における地下鉄の建設費、そういう問題の回答がされて、それが閣議の問題になったり、あるいは当時の衆議院、参議院の地方行政委員会等問題になつてきている。そうしてその論争の頂点になつた三十八年一月二十五日、二十六日の国会で、池田首相がこう答えておられるわけだ。物価が安定するまで値上げしない、他の都市では多少上げられども、五大都市と関東大手の九鉄鉄をストップしたのは物価対策としてストップをすべきである、そう考へていふに、首相が内閣を代表して答えていふのです。ですから、これは閣内あるいは企画庁と自治省の間の、いま丸山さんの言われたようなことではあつた。それは文書交換をしてある。あるけれども、丸山議長が言われる内容についても、同じ官庁である自治省には異論があるし、それから衆議院あるいは参議院の地方行政委員会でも多くの論議が行なわれている。その結果、最終的に、いま言いましたように、三十八年一月二十五日に、池田首相が国会の代表

質問の回答として、物価を安定させるためにストップをするといふに答えておられるんですね。したがつて、これは自治大臣、こゝまでの段階については、ぼくは丸山さんの言つておられることは認めます。したがつて丸山さんに答えてもらったのだけであつて、それはあくまでも閣内の問題だ。したがつて、政府全体の方向としては、いま池田首相が答へたことが政府の方針である、国策であるといふに認めるべきであらうと思ふ。

それで、もう一つ、その年の三十八年六月、池田首相が答へたあと、六月六日に参議院の地方行政委員会が問題になつた。そして、これは重要なんだが、奥野誠亮現衆議院議員が自治省の財政局長の時代、政府委員として、社会党の議員の質問に對して答へておられる。これは重要なところだから、いま丸山さんの言つていらつしやることも整理をする意味で、ちよつと長くてもいいけれども読み上げます。これはやはり議事録です。いろいろな事情があつて、「このような状態が料金改定をしたのでは、すぐまた料金改定が繰り返して出でくるのじゃないだろうか」という心配が経済企画庁のほうからござりました。——これがいま丸山さんの言つておられる。「それについては調査会を設置し、根本的な合理化をやつていく。」そういうふうなことで努力をしていくじゃないか、いづれにしても、「そういう努力をしても料金の改定をしないので済ませられるような状態ではない。これは両者同意見でござりました。」こう答へた。ですから、三十八年六月六日までいろいろ論議をしてきた。そういう論議はあつたけれども、政府としては、あるいは経済企画庁と自治省の間でも、これは事務レベルですけれども、バスの料金を上げなければならぬような状態になつていふことはお互いに認めた、といふふうになつておられるわけですね。こゝういふふうになつてきておるから、池田さんが、さつき言いましたように、その年の一月に、すでに国会で総理大臣として答へておられる。これは私もいろいろな議事録その他を調べた。御承知のようによい、バス料金を抑制した

らどうか、そしてその抑制した部分をどうするかという、これは再建計画の中で非常な問題なんですね。それで、ですから問題にするのです。これからはもう丸山議長のお答えの領分ではない、自治大臣のお答えの領分ではない、いま私が説明したことは議事録によつてであり、そして閣内での取り扱いについては丸山議長から、やはり当時の経過を見ながら御説明があつた。そういう状況の中で、池田内閣ではバス料金を物価政策としてストップをしていふことは明らかだ。これがいま問題になつていふ三十八年七月二十五日、つまり運用の問題を討議した日、その運用の問題のあつた三十八年七月二十五日から二年たつて三十八年七月二十五日の経済閣僚懇談会では、きちんとあらためて閣内でもって首相が、公営バスは赤字だからいづれ値上げを認めなければならぬ、しかし、消費者物価問題が重要になつて

いので、物価対策として閣議の方針に基づいて抑制したということなんですね。それは、三代目の大臣だけれども、ぜひお認め願ひたいと思ふのです、いかがですか。

現在の現在、この段階ではなお一、二年ストップをしなければならぬといふに閣議で答へていられるわけです。この閣議には現在の経済企画庁長官である藤山さんが党の総務会長として出ていられるから、通産大臣の三木さんが政調会長として出席をして、あらためてこゝういふふうにくみあつておられるわけですね。したがつて、三十八年の三月七日閣議口頭了解、その前の丸山さんの言つた三十五年九月の物価抑制の閣議了解、そういうものはちゃんと三十七年の市電の認可はしたけれども、それは十二円を十五円にするといふそういう経過はあつたけれども、バスの問題については物価政策として消費者物価に与える影響が相当大きいといふことで、なお引き続き抑制していこうといふのが政府の方針であつたといふことは、ぼくがいま経過を繰り返して述べたところでも明らかです。ですから、これは大臣どうでしょう。答へやすく申し上げると、すでに東京都を中心とした七大都市のバス料金の値上げ申請が三十八年五月から三十八年十二月ごろまでにあつた。それが途中、三十七年になつて市電は認可をしたのだけれども、バスのほうには特に消費者物価に与える影響が大きい

○永山國務大臣 いま企画庁が申しましたように、三十八年から基本的にその方針でございしますが、やはり乗り入れ九社の黒字の問題とも関連して、これが根本対策を検討しようといふことが途中考えられてきたのでございしますが、実質的には三十九年のストップ令にかかりまして、お説のとおり状況になつておると思ひます。

○野間委員 そういふことを言つていふのじゃないのです。三十九年以降にあらためてもう一年間ストップをしようといふに池田内閣はきめた。だから、三十九年以降のもう一年間ストップをしようといふ点については、これはだれも異議はないはずなんです。その前の三十八年のときもストップしていふことをぼくは言つていふ。ですから、バスに関しては、料金のストップは三十八年から始まつていて、三十九年にあらためてそれを確認して、三十八年の暮れです、池田さんが表明したのは、三十八年の暮れにあらためてもう一年ストップしていくといふに言つた。ですから二段になつていふのです。それをお認めになりますかと言つていふ。

○永山國務大臣 お説のように抑制措置がとられておることを了承いたしております。

○野間委員 だいぶわかりがとおかつたけれども、けつこうです。

実は、藤山さんに出ていただきましたのだけれども、どこか出張されておるのたいへん残念なんだが、これは丸山さん、帰られたら、いまの永山大臣のおっしゃつていふことを藤山さんにちゃんと報告してもらいたい。藤山さんも当時総務会長として出席をして、党の要職であつて、これは確認しておるわけですから……。

それで、いま大臣が答へられたように、三十八年ころからストップをして、それを三十八年の十二月にあらためてもう一年やろつといふふう

のストップ分なんです、六十億というのは。それはまあそのとおりだ。これはよくも認める。問題は、その前のやつはどうしたのかということなんです。それをはっきりしたいから、そこら問題が始まりましたのだけれども、丸山さんが帰るというから結論から言ったのだが、三十七年、三十八年の分も明らかに政府のやったことだ。そこでいま柴田さんは三十七年、三十八年の分は多少問題があるから、はっきりした三十九年からにした、こういう御答弁ですね。これでは実は問題があるので、もう一回さっきのあれを申し上げると、三十八年の末に選挙があつて、そこであらためて三十九年の一月に柴田さんの言うストップをやったわけだね。その前の、つまりほくが言っている前段のストップの問題が三十八年の七月二十五日の経済閣僚懇談会で問題になつて、そこで池田さんが閣議でもって、現在の段階ではここで、二年まだ上げるべきでないと言つて、その中で、財政、税制面でこの赤字を負担、償還を据え置く措置を考へるべきです、こういうふうな首相は言っているのです。ですから、三十七年、三十八年の分もちゃんと政府のほうで認めた抑制分であるというふうに考へるべきだ。そうでしょう。どうですか、それは。

○柴田(護)政府委員 そこには問題がございす。それは、東京都をはじめ六都市のバス料金の認可が、おくれまして一つの原因、指摘事項の中に、やはりバス料金を改定をしなくても経営の合理化その他によつて吸収できるんじゃないかという意見が非常にあつたわけがございす。その当時、そういう意見がございまして、経営合理化案というものを提出して、こゝろに強い意見があつて、そこでそれぞれの団体で健全化対策を立てた経緯がございす。それが出そろつていろいろ検討いたしましたところ、これだけでは不徹底だといふような問題があつて、根本的にやり直せといふことになつたのであります。そのために、たしか公営交通事業協会がございまして、六都市を中心とする自主的な団体でございすが、こ

こで都市交通財政問題調査会というものを私的につくつて、この調査をわすらわして、その結論を待つて措置をしよといふことになつたのであります。私もメンバーでございまして、たしか三十八年の十月ごろだつたと思ひますが、その答申が出て、その結果、答申を尊重してというような答弁を、たしかその当時経済企画庁長官は宮澤さんだつたと思ひますが、経済企画庁長官が委員会です。その調査会の答申がございまして、ところがその調査会の答申が出て、これからどうするかというやさきにストップ令が出た。正式にはストップ令というものの形は三十九年一月からのものであろう。それまでの問題については、ただ政府に一般的な抑制方針があつたことは事実でございまして、その抑制というものは合理的なものに基づいての抑制ということだけではなしに、若干そこに政府側としては五都市のバス問題については疑義を持つておつたのではなからうか、そこは水かけ論になるといふように私は思つております。

○野間委員 この問題ばかり水かけ論をやつてもしょうがないのだが、それはお役所としてはそういう答弁はあるでしょう。それから手続としても確かに申請したそれぞれの団体では、申請を書き直しているのです。そしてこれですつとつと合いますと書き直して、それで認可をもらつてゐる。ですからそれは書類上なり手続上なりでは、いま柴田さんの言うようなことになつてはゐるんだ。つまりいま柴田さんの言うのは、合理化とかそういう方法をやれば値段が上がるに済むのではなからうかといふことで論議があつて、それで申請を書き直してゐるわけですね。したがつて、そういうふうにして、申請した、それが、十五円に上がりましたという申請にして、それで許可してゐるのです。許可はしたが、内容は全然それと違ふのだ。実際には物価を押へてゐるのだ。しかも物価の基本になつてゐるのは、三十六年に申請したから三十五年の物価でやつておる。三十五年の物価でやつておいて、そして合理化したな

んといふように申請を書き直して三十八年にまた出して、それで三十九年に認可してもらつた。三十九年に認可してもらつたが、書類上のことだけで実情に合わない。実情に合わないから、申請し直すといふことになつた。実態を見ればこれは政府の物価対策上の無理押しといふことがあることは明らかです。ですからそれは経済企画庁にあるいは自治省などでは柴田さんの答へるようなことになつてくれば、実態はそれではないといふことは、これは明らかなんです。ですから、三十七年、三十八年の分も、これは当然抑制分として池田さんの言うように措置をすべきものであつたと思ひます。

そこで、これは水かけ論です。一応おくとしまして、ただ少なくとも三十九年の一月からの抑制分はこれは経済企画庁長官であらうとあるいは柴田さんであらうと、つまり政府全体としての抑制であるといふふうには公式にちゃんと認めてゐるわけですね。これについてちよつと答えてください。

○柴田(護)政府委員 その点につきましては、御指摘のとおりであります。

○野間委員 それであれば、これは自治省を突つていふしょうがないんだ。これは大蔵省の問題になつてくるんでしょうけれども、少なくとも三十九年――ほくの言つてゐるのは三十七年、三十八年を入れた百四十九億六千三百万円なんだが、それはそれで一応置いておいて、少なくとも三十九年度分についてはそれぞれ国のほうで補てんすべきなんです。論理上からいつても、したがつて、自治省のほうでも健全化対策の五項で六十億を出して、一ぺんに払えないから二十億償はずつ払いましようといふふうな立案をしてゐるわけでしょう。それはそれぞれ各自自治体に発表もしてゐる。しかもこの文書ではそうすると書いてあるんです。どうなつちやつたんですか。

○柴田(護)政府委員 お話のように、三十九年のこのときに当委員会の御支援もありまして、とりあえずは政府資金を出して、そして従来の公募分を政府資金分に振りかへることによる利子の減

等の計算のもとに、この三十九年度、四十年年度について金利をゼロにしつゝ短期でつないでいくという措置をとりました。したがつて、その措置は、四十年年度になりまして値上げが認められた後におきましては、若干額を落としましたけれども、まだ続いておるわけがございす。したがつて、つなぎ融資についての利子分については始末がついておる。しかし、元本分については始末がついていない。そこで、元本分の問題について四十一年度の予算編成にあたりまして予算要求をする、これを措置をしてくれ――ごく正直に申し上げますと、料金抑制の責任省という形からいいますと、私どものところでやるのはおかしいのですけれども、バス事業の財政に關する援助という形でもって、私どもからこういう主張をしたわけがございす。いろいろ予算の編成の過程で御議論があつたわけがございす。やはりこの問題は、三十九年のストップの際には、単に六都市のバスだけだといふわけで、民間等の一緒くたにあげておるわけがございす。民間等の取り扱ひの問題もいろいろございまして、未解決のまま予算編成が終つてしまつた、こういうふうなところになつてゐるのがごく正直に申し上げましたところの現状でございす。

○野間委員 それでは簡単にお伺ひしたいと思ひます。

いま財政局長の言われるのは、三十億・三十億でしたが、短期分ですね。あるいは融資であるわけですね。それは借金で残つてゐる。借金で残つてゐるのは、今度の二百億といつてゐる累積赤字の中に含んでおるのですか、含んでないのですか。

○柴田(護)政府委員 単純にたゞでやりました三十億といふのは一種の赤字融資ですから、これはその中に入つておるといふ考へ方が立つと思ひます。

○野間委員 だからおかしいといふんです。国が、局長の言うように当時やむを得ず三十億・三十億でつなぎ資金として措置をせざるを得なかつ

たから措置をしたんだ。それはいいんですよ。そういう事情でそのときよりがなかったんですから……しかし基本的に再建をするときには、国の抑制分は抑制分として、つまりこれは起債を認めてやったり金を貸してやったりするものではなくて、補てんをするべきものなんです。そうでしょう。ですから補てんをするべきものをつなぎ資金でつないでおいたのですから、今度の場合には一般の累積赤字とまざるんでなくて、その部分はちゃんとはずして、これは必ず補てんをするというふうにしておかなければ、論理が通らぬじゃないですか。

○柴田(護)政府委員 私は、この六十億の問題は片づいたと申し上げておられません。まだ片づいておらないということを申し上げたわけでありまして。予算の要求としてはそういう考え方に立っていただけたらいいです。単にその当時抑制をされたものは六大都市のバスだけではございまして、一般民間のものもある。これとかね合ひをどうするかという基本問題があるのですから、これは片づかなかつた、こういうことを申し上げたわけでございます。

○野間委員 民間の問題はもう閣連をしますよ。閣連をしますけれども、民間の経営、これは特に問題になっている九大バスは、電車の問題とかそれから付帯事業の問題とか、多角的な経営をしておるわけですから、その多角的な経営の指導なり何なりを通じてあるいは多少考える余地もある。これは性格ですね。それは見なければならぬものは見なければならぬでしょうけれども、性格としてはそういう性格がある。ところが、公営企業のほうはそういう事業が全然ないです。公営企業にデパートはやらしてないですからね。であれば、これは公営企業の分はきちつと別ワクにしておかなければならぬ。そこで、局長は解決したとは思っていませんか。そこで、そうすると、借金であるから累積赤字という概念の中には入って入る。入って入るけれども、解決の方角としては、つまり補てんの方向に行っている別

の性格のものなんだが、補てんの方向としてまだ解決がついていないんだというふうに理解するならば、それはいいと思います。それでいいですか。

○柴田(護)政府委員 私どもはそのように考えております。

○野間委員 けつこうです。実は私も横浜、大阪その他多くの再建計画というものを拝見させていただいておるのですが、どの都市においても、再建計画の中にはこれは三十七年から含んでおられます。ですから、いま局長の言うように残っておるとすれば、三十七年以降を含めるといふことを考慮しながら、それは六十億円じゃないから、三十九年度だけでも六十億円じゃないと思いませんか、六十億円というふうに限定をしないで、国の政策でストップをしたために収入の欠陥に

なつたものは、それを国の責任において補てんをするという方向で進めていくといういまの御答弁でけつこうですから、そうしておかないと、たとえは大阪の場合には五十四億、横浜の場合には十二億三千七百万円というふうに計画の中に載つておるわけだから、これは必ずやういふふうにしていくというふうに考えてもらいたいと思ひます。これはよろしいですね。局長の答弁では不足ですから、大臣から答えておいていただきたい。

○永山国務大臣 基本的には、自治省としては柴田局長が答弁したとおりに考えております。

○野間委員 では、その抑制分の問題については実現をすることとして、一応終わることになります。

○華山委員 いまの野間委員からのお話の中で最後の部分でございしますが、その抑制部分についての赤字分、そういうものは再建計画を出す際に政府で負担するものという前提のもとに出してもいいのでございしますね。そういうふうに了解をいたしました。それでよろしいうございしますね。

○柴田(護)政府委員 私はそういうような意味で申し上げたわけではございません。私が申し上げますのは、この六十億円の部分については始末がついておりませんということを申し上げたわけ

あります。したがって、それにつきましては大臣が御答へ申し上げましたように、自治省としては解決のつく方向で今後やりますというものを申し上げたわけでありまして。ただ、これは相手官庁のあることでございします。政府としてどういう形にまとまりますかというところは、これはなお折衝を重ねなければなりません。私も自治省といたしましては、そういう方針で事を処理したいという考え方でございします。

○野間委員 これは重要な問題で、実はほくのほうで少し早計に理解をしちやつたのですが、ほくが言っているように、横浜の再建計画でも五十四億でしたか、これは自主的につくっている再建計画に抑制分として入っております。ですから、これはいまの答弁でまいりますれば、これからた

とせばこの法律が通つたとした場合に、当然再建計画を自治大臣に提出をするわけですから、その際には、この答弁でまいりますれば、当然な話として、それぞれの都市が抑制分を国から補てんしてもら

えるというところを再建計画をつくるのは当然だと思ひます。ですから、各都市は再建計画の中に、抑制分によって欠陥を生じた金額については、一つの財源として計画に入れていくことは差しつかえがないというふうに確認をしてよろしいですね。

○柴田(護)政府委員 三十九年度につきましては、少なくとも元本の問題が残つておるわけですから、それが赤字になって含まれてきておるわけですから、その含まれてきておる部分については、再建計画を組むときにどうするかという問題は、問題が片づいておりませんので、片づいた段階において処理すべきものと思ひます。しかし、その間どうするかということになれば、その間の問題は、未解決の問題はたな上げしておくよりしょうがないと私どもは考えております。しかし、先ほど来お話

いたしますが、いままでお話のございました、たとえは三十六年から三十九年までの問題とかといったような問題は、水かけ論の部分もいろいろあるわけでございますから、そこで一般の援助分も含めて、利子補給という考え方をとつた。再建債について利子補給という考え方をとつたのは、そういう思想も入つておるのだというところでござい

ます。六十億円分については未解決になっておるわけですから、再建計画上の扱いをどうするかというところは若干問題がございしますけれども、これを地方団体だけの責任でもって片づけるというところではできないであらうというふうに考えます。

○野間委員 ちょっと柴田さん、歯切れが悪いですが、まあきょうこの議場であるいはきめかねるかもしれないが、では、これだけはいまの答弁ではいいわけでしょう。自治体としては再建計画の一環の中に財源として入れて再建計画をつくっていくことは当然であります。再建計画は自治大臣に出すのでしょう。自治省の方針に基づいて出すのでありますから、それはそういう方向で取り扱うべきものだというふうに考えていいですね。それはいいでしょう。

○柴田(護)政府委員 扱いをどうするかということにつきましては、その補てん財源の問題が片づいておりませんから、いまここでどういふ形にするというところは申し上げかねますけれども、しかし、これを地方団体だけの責任でもって始末すべきものとは考えていないということでございます。

○野間委員 十分ではありませんが、あとにまた地方行政委員会の専門家の方に詰めていただくことにして、結局金の問題だけですね。考え方はよく同じなんだから、金の問題だけですから、その分についてはなお詰めていただくというふうに希望しておきたいと思ひます。

それから、時間がだいぶたつておるようですが、料金の問題は、その他に料金の立て方としていろいろ問題がある。それに触れたいのですけれども、ちょっと簡単なものだけ、運輸省が来ておら

れるから聞いておきますが、この条文でいくと、経営の内容を精査することはもちろんであります。が、どんな料金がかかるようになるというふうなことは見えます。

まず、今度のこの法文でまいますと、前の旧法、つまり現法ですね、現法の「収支の均衡を保持させるように適切な考慮が払われなければならない。」というものは、これは政策的な努力です。つまり政策上の問題として二十一条は書かれているわけですね。答申のいう負担力を調整するとかそういう意味のことが、当然この条文では入っていると考えられる。それがいままで運賃なりで論議したりいろいろの手續でやってきたことなんだが、その運賃でまわっていかないから、つまりは、今度の法律では変わっていきないうたから、手續としてはいままでどおりにやっていくわけだね。ところが、法文で見ると、これは主として経営の中の原価、それから企業が成り立つというところに重点を置いてあって、その他の要件、つまり物価であるとかあるいは政策的な要件とかあるいは負担力であるとか、そういうものは客味の余地がないような文章に見える。これでいくと、どんなにばりばり上がつちやうというような危険性があるように見えるのですが、それはどうなんですか。

○柴田(護)政府委員 地方公営企業法の基本的な考え方としては、やはり健全な運営というのを第一に考えるのでありまして、そういう意味からいいますならば、従来は「収支の均衡を保持させるように適切な考慮」ということでございまして、それをばりばり企業の観点、つまり能率的経営のもとにおける適正原価を基礎として、そして若干の資本報酬を加える等々をやって、公営企業の健全な運営を確保するというものであらねばならぬ、こう思ふのでございまして。したがって、従来の思想をむしろはつきりしたというだけの意味しか持っておりません。お話のように物価政策その他の問題が出てまいりますれば、それはまた別の観点から考えるべきものだと思うのであります。

して、公営企業法という一つの場におきましては、企業の健全な経営という企業本来の趣旨を実現しつつ企業の健全な運営をはかりましたためにはどうあるべきかという規定をすれば足りるのじゃないか、こういう考え方でありまして。

○野間委員 この前、ことしの四月ですか、バス料金が認可になりました。たしかいま認可になっているのは横浜と大阪ですね。あれは、原価計算でいった場合には、たしか両市とも三十三円何何という端数がありましたが、それが二十四円一か何かで認可になっております。

〔委員長退席、大石(入)委員長代理着席〕

こういうことについては、こういう手續、内容、局長のことばでいうと、ぼくが言う物価だけの問題ではなくて、負担力の問題があるわけですね。ですから、そういうものを考えなきゃならぬというのが現在までのやり方、これは変わらないというふうに考えてよろしいですか。

○柴田(護)政府委員 認可料金につきましては、それぞれ認可官庁があるわけでありまして、認可官庁におかれましては、この法文の趣旨を考慮して御認可あることと申すのであります。法文の趣旨そのものは、従来の思想というものを明確にしただけでありまして、特にそこに大きな変更を加えたものではございません。結果論としましては御指摘のようにならうかと思うのであります。

○野間委員 多少問題があるのですが、今度は運輸省のほうにお尋ねしますが、いまだしか尾道と三原市かどつかが運賃にかかっているわけですね。その他札幌とか函館とか名古屋とか、たくさん地方議会でも提出をして準備をしているところがあると思ふ。それと交通局内では、たとえば川崎であるとか京都であるとか東京であるとか、都内では問題にしているというふうな料金問題の現状があるんじゃないかと思うのですが、いま運輸省に運輸省に申請を出されておるのはどこでございすか。

○黒住説明員 大都市にありましては、東京都、

それから秋田、函館、尾道、三原、おおむねそのくらいかと思ふますが、ちよつといふ全部の資料を持っておりませんが、大体そういうところでございす。

○野間委員 尾道、三原、函館、それから東京などは運輸省にすでに申請が提出されておるのですね。

○黒住説明員 そうでございす。

○野間委員 そうすると、これは相当重要な都市を含んでおるわけですね。この法律の書き方で主として原価と企業の運営収支が重点になるといふふうに書かれておりますと、運輸省なりで審査をする場合に、いままでの法律とは変わった見方で審査をするようになるのかどうか。

○黒住説明員 バスの運賃の認可は、道路運送法の第八条に規定がございす。その場合におきましては、事業者の経営の内容の問題、それから利用者のほうの關係、——急に高値に改定いたしましたも利用者が利用し得ないというふうな問題がございす。と申すので、この關係と、ほかの交通機関との運賃体系あるいは調整問題等を総合的に考慮して決定するものでございす。今回の法律の改正の御趣旨と現在の道路運送法の趣旨は、そこを来たさないように運賃できるものと考えます。

○野間委員 バスの場合には道路運送法で大体規定をなされておる。その中に利用者には不便がかかれないようにとか何とかいう文章がたしか入っております。したから、この部分では、いま業務部長の言うようなことですね。そういう意味でまいますれば、この第二十一条の料金の書き方は、多少道路運送法の書き方の趣旨が入っていないと正確な料金問題にならぬじゃないかというふうな思ふ。一方市電のほうは軌道法、地方鉄道法によつて書かれておる。地方鉄道法、軌道法等では法律上は料金の問題はやや概念的ですね。バスはどこまかく書いておられます。したがってそこに多少の問題が出てくる。ちよつとこまかくなるので時間の關係でやめますが、そういう事情に

なっております。ただもつぱらこの第二十一条のように書いてしまふということは、実際にバス料金を決定される、つまりバス料金そのものとしては問題があるというところは明らかですね。これはどうでしょうか、自治省のほうは。

○柴田(護)政府委員 能率的な経営のもとにおける適正原価というものを基礎にできめていく、こういう趣旨をうたつておるわけでありまして。この趣旨を法文化いたしました場合にも、あるいはこれが出てくる前の調査会の御答申の場合におきまして、それぞれ運輸省からも御参加願つております。またこの条文につきましても運輸省と相談いたしております。したがって私どもは認可官庁の運輸省に具体的認可につきましてはおまかせ申し上げておるわけでありまして。その間に運用上そこがあらうとは考えておりません。

○野間委員 道路運送法の第八条の運賃及び料金の認可というところで、これは第八条の二項の一号で「能率的な経営の下における適正な原価」というふうに入つていて「且つ、適正な利潤を含むもの」と書いてあって、今度は第三号で「旅客又は貨物の運賃及び料金を負担する能力にかんがみ、旅客又は荷主が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること」というふうになつておるわけですね。これは旅客の場合には市電、市バス等は大眾ですね。ですから大眾の生活条件、あるいはそこで物価の条件とか、そういうものが關係をしてくるわけでしょう。ですから、認可の段階では適正な原価、利潤、そういうものも大きな要件として考え。そして認可をする。きまつたものが運賃となるわけですね。したがって、この地方公営企業法に、公営企業だけ考えて、おれはもうけたいとか、おれは損はしたくないと書いたら——それでいいというならば別だけれども、やはり法律であり、そういう料金がきまつておるのですから、そういう意味では今度の新しい書き方は、バス料金あるいは市電の料金の立て方では法文の書き方として問題がある。しかも答申のほうでも負担力ということが書いてあ

る。答申の基礎にしても問題があるというふうにぼくは思います。どうです。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕

○柴田(護)政府委員 従来の規定の趣旨を明確にしただけのものではないかと、おこたを返すようなことになるかもしれないけれども、私どものほうは、この規定によりまして従来と比べて非常に大きく考え方が変わるとは考えておられないのであります。従来の規定のもとにおきましても同じ道路運送法の規定との関係において運営されてきたわけではあります。その趣旨が明確にされまして、道路運送法との関係におきましては矛盾が生じないのじゃないかと思うのでございます。先生がおっしゃるようには考えていないわけではあります。

○野間委員 片方は事業法ですね。道路運送事業法、片方は自治法に基づいて地方公営企業法、同じような事業法には違いないのです。ですから、法律の位置からいくと、どちらがどちらを拘束するとかという関係はないというふうには思うのです。したがって、もし両方とも大企業法だというふうに考えてみると、片方の料金の立て方の考えと片方の料金の立て方の考えとは明らかに差がある。片方はこまかく書いてあるといえどもそれまでだけれども、明らかに差があります。ですから、どちらかを直さなければいけません。どうですか。

○柴田(護)政府委員 この条文は、道路運送法との関係の詳細は運輸省からお答え願ったほうがいいかもしれませんが、「料金は公正妥当なものではないけれども、且つ」という言い方でありまして、いま御指摘のありました道路運送法関係の規定は、この公正妥当なものでなければならぬという中で読めるのじゃないか。したがって、公営企業法の規定は非常に抽象的でありまして、一般原則的に書いておられますが、道路運送法の規定はこまかくなっておりますけれども、趣旨は変わっていないのじゃないかと私は思うのでございます。いま読み上げられました規定は、この条文の二項

の、「公正妥当なものでなければならず」という中に包括されるというふうに考えられると思えます。

○野間委員 それは柴田さん、多少無理がありますよ。従来どおりの考えだというなら従来でいいわけですね。ですから、それはバス料金の場合には幸いにして道路運送事業法のほうで料金を具体的にきめる、その手続をしていくというふうになつてくるから、チェックの方法がある。しかし、ことによると、この法律のたてまえでいけば、地方公営企業法のバスのほうをやっているほうは、この法律に基づいて道路運送事業法できめていく、料金のかめ方について文句がつけられるというふうになつてきます。ですから、やはりそういうものを包括した条文でない、両方とも法律なんだから、将来問題が起きてくるというふうにぼくは思います。これはきょう結論は出ないでしょうが、そういう問題があることは事実ですね。いまぼくが言ったように、指摘したような問題が事業法と公営企業法との間に内包しているという事はわかるでしょう。

○柴田(護)政府委員 事業法と公営企業法との間において間差があつてはむしろいけないわけではあります。私どもとしては、間差がないように、いろいろつとめてやっておるわけではあります。相互におかしなところは直すし、また運用上まずければ、それをお互いに直していくという努力をしてきておるわけではあります。この条文を改定したのも、むしろそういう意味合いのものも含めておる。これを決定するに当たってはこれまでのような大ざっぱなことではなくて、能率的経営のもとにおける適正な原価を基礎として定めるという表現を加えたりいたしておりますもの、むしろそういうような配慮を加えたつもりでございます。私は、むしろ従来の規定より進歩しているというふうに考えておるわけではあります。

○野間委員 時間がないので、実はこの料金の問題では、まだ利潤の問題とか、適正原価の中における資本の報酬の問題とか、民間の場合の料金の

利潤の考え方とか、資本報酬のとり方とか、公営企業の場合における報酬のとり方とかという問題があります。それから認可の手続の問題がまだあります。認可の手続は、答申によると、地方できめたらどうか、こうなつておりますが、地方できめた場合に――これは外国の各都市、ロンドンとかあるいはパリとか、ハンブルグとか、そういうところを見ると、大体地方ですね。そして、三十八年の九月ごろの各都市のバスの料金を見ると、たとえばベルリンの場合には市電が三十二円で、バスが三十六円、ハンブルグの場合には一區間が、バスが二十七円、四區間で五十四円、ロンドンの場合には二マイルが二十五円というふうになつております。これを見て、向こうの生活程度、収入程度、そういうものと見ると、いまの日本のバス料金と純粋に比較をしてみたらどうかわかりませんが、概念としてはそう高くないのではないかと。日本の場合が不当に低いということも言

いにくいのではないかと、概念としてまあまあじゃないかというふうな気がするのですが、これはそれぞれ地方できめておるわけですね。地方の都市できめる。日本の場合には国できめておるという手続の相違がございまして、これを地方へおろした場合にはどういふふうになつてくるかという問題が手続の場合出てまいります。

もう一つは、公営企業の場合に、さっき言いましたように、三十三円にがして申請をして、それが二十四均一できまつてくるという場合に、民間も同じ手続をとります。しかし、民間の場合には資本報酬のとり方が違ふ。公営企業の場合には資本報酬のとり方が当然違ふわけですね。そういうふうな関連をしていくと、地方公営企業の場合に、さっき言った道路運送法の第八条第三項によつて運賃がきめられた場合に、つまり、物価なり負担能力なり、そういうもので変わつてきめられた場合には、その分はどうか。削られた分はどうか。ここだけは聞いておきましよう。局長の言われるように、企業の健全な運営を確保するために運賃が上がる、そうなるにつれて、た

とえば三十三円三十五銭で申請したとして、これが原価を償い、経営がうまくいくのだというふうに申請したのだが、道路運送事業法の第八条第三項で二十四均一にきまつたら、十三円三十五銭足りない。これはつまり公営であるからそうなるわけですね。しかも資本報酬がたかさんといふ、民間の場合には資本報酬を割とれる、公営のこつちはそうとれないということになつてくると、その分は当然赤字になる。つまり、企業の健全な運営になつてこない、こうなります。その分はどうなりますか。これは補てんをされるのですか、されないのですか。

○柴田(護)政府委員 これはむしろ認可官庁に何いしていただいたほうがいいと思ひますけれども、私は、そういうように、ただ根拠なくして、収支を考へず認可が行なわれるというふうなことがあつたらはと考えておられません。

○野間委員 それならばそれでいいですが、これは認可官庁の問題もさうだが、認可官庁のほうでは、その足りない分は認可官庁が補てんをするという性格でもない。したがって、政府の方針としてはどうするかということになつてくるのじゃないかという気がするのである。ですから、これは現実には物価政策で政府が押えたから前段の問題のように補てんをするということになつてきたが、認可官庁が政府を代表して削るわけですね。十三円削つた。そうすると、削つた分を政府全体としてはどうするかという事は、これはやはり事業を担当している自治省と、それから認可権を持っている運輸省、両者の責任になつてくるというふうに思ひます。したがって、これは運輸省と自治省でそれに対する対策をちゃんとつくつて出して、そうして削られた場合にはどういふふうに補てんをするという政策が裏づけられていないと、第二十一条は死文化されるという理屈になります。どうですか黒住さん。

○黒住説明員 認可の基準にございまして、能率的な経営のもとにおいての企業でなくちゃならぬわけではあります。したがって、能率的

な経営という面から見ても査定をすることがあるわけでごさいます、その査定のしかたが法律に照らして間違いないかと思ひますが、私たちがとつて、申請の内容におきましては、正しいかどうかを法文に照らしめて査定を加えて、その結果として認可を行なつてゐる次第でございますから、これが適正に行なわれる限りにおきましては、民間の場合におきましても地方公営企業の場合におきましても、認可関係としては問題はないと思ひます。

○野間委員　そういふうまいぐあいについてない。それならば、三十三円三十五銭か七銭で出した横浜の申請が二十円均一というふうに変つてきてゐる。變つてきたところは、そのときたしか運審で附帯決議であつたが、物価が安定的でないから、物価が安定をしてゐる際には経営の内容だけ、あるいは経営のやり方を審査すればそれでいいのでしよう。それだけでは済まない事情があるから二十円均一にきまつてきたりする事情が生じてくる。これは明らかにその分だけ経営のほうは圧迫を受ける、収入欠損になる、こうなるのじゃないですか。その場合に認可官庁はどうかというふうに考えるのか、こういうことなんです。

○黒住説明員　先ほど申し上げましたように、申請の側におきましてその経営の内容がどうかというところ、それから利用者が支払ひ得るものでなくちゃならない。この場合におきましては、電車とか地下鉄など、大都市におきましては他の運賃関係等も考慮しなければならぬが、そういう面等を考慮いたしました結果、基準に適合するといふことで認可すべきであると思ひ、またそういうやり方でやつておるわけでございます。

○野間委員　ことばの上ではそういうふうになりまゝいくか知らないが、実際にはそううまくいっていないのです。これは特に地方公営企業の場合には少し論議がしたいのだけれども、資本報酬が取り取れないです。また取るべきでないといふふうにも考えられるわけですね。もうけて、そうし

てそれを一般会計へ入れていいというものではないのだけれども、もしもつかつてくるならば、地方公営企業では料金を下げるなりあるいはサービスを向上させるなりといふことになるわけでしょう。民間の場合には資本報酬なら資本報酬を一つ取つて——他の水道、ガス、電気は八割、五割なりあるいは二割、五割というふうな、民間はこれこれ、地方公営企業はこれこれといふぐあいに資本報酬がきまつておられます。ところがバス、市電などはきまつておりません。ただ概念で納めてゐる。鉄道の場合には運輸省の内規で納めてゐる。内規できまつてゐるわけですね。ですから、いわばかつては運輸省が、たとえば市電の場合には内規なんだから、そのときそのときの鉄監局長や民鉄部長の考えできめてもいい。これは運輸省にかかつてくるのだからそれはなりませんが、つまりわりあいに軽くきめられておる。ですから、資本報酬がきつちと取れるような運賃にはなつていないわけですね。そういう体系で、したがつて、そういうふうな申請をしなければならぬし、そういうふうな運輸をしなければならぬといふのが地方公営企業の宿命——宿命といふか使命でしよう。そうなるにつれて、そこに地方公営企業の今後は根本の公益性あるいは企業性の問題になつてくるから、そこまで入つたのではないへんな問題で、省略します。まあ運賃料金といふものはそういうふうな考えなければいけない、考えるべきだといふふうな考えなければ——しかし申請をするほうでは、やはり自治省でおこられるから経営ができるようにといふことがあつてくる。それをいま運輸省で言うように査定してやる。こうなつてくれば、当然将来に差が出てくる。いままででもずつとそうでしょう。申請料金と認可料金とは差がついてくる。したがつてその差は地方公営企業の場合には補てんをしなければならぬといふことになつてきます。これは地方公営企業のさつきの三十八条じゃないが、手当を下げたりあるいは電車を走らせなかつたりといふことによつて補てんをする。これは間違ひです。またそうい

う意味でさつき言つた関係の運輸省、自治省で、運賃の問題は実際の取り扱いについて、その結果について、もう少し協議検討してもらいたいと思ひます。これは希望だけ申し上げておきます。まず一応確認しておきましよう。検討をしていただくといふふうな大臣から答えておいてもらはないとわからない。

○永山国務大臣　料金の関係はやはり運輸省が主管で許可をいたすのでございまして、実質的には経済閣僚懇談会で経済企画庁もこれに関連いたしておられますので、関係各庁よく連絡をとりまして、御説のような点についても考慮してやりたいと思ひます。

○野間委員　差がついた場合……

○永山国務大臣　やはり民間側でも何でも申請者の側の要望どおりに、いろいろの点から協議されまして、いつていないのでございまして、それはやはり官庁側のほうでいろいろの研究の結果許可したほうが正しいという方向で進んでおるわけでありまして。御了承願ひます。

○野間委員　それは違ひです。許可したほうが正しい、それは正しくいふんです。正しくなければおかしいんだから……。正しくない場合もあるがね。問題は正しいといふ次元の違いだ。次元があるんです。経営の面から見ると正しいといふ場合と——それだけできめようといふふうなわれわれは二十一条が見えるから言つてゐる。そうではなくて、経営の面から見ても正しいようにしたいが、道路運送法の第四十一条と八条二項第三号で旅客のことも考えなければならぬ、こうなつてゐるから、そのほうから見ても正しい、こうきめなければならぬです。それが三十三円三十七銭で申請をして二十円で許可をしていくといふことなんです。そうするとその差がついてくる。十三円三十何銭の差がついてくる。その差額は行政官庁として責任を持たなければならぬのではないですか。経済閣僚懇談会ですらきめておるんだから、それを責任を持つていかなければならぬのではないか。一番いいのは、損した分は何らかの形で補

てんをしてあげましようといふふうにして責任を持たないと、地方公営企業は成り立つていかないじゃないですか。いわゆる大臣の言う正しい料金になつていかなければならぬといふふうには言つてゐる。しかし、それはますます補てんをしますといふふうには永山自治大臣としてなかなか答えてくだらうから、関係をしておる運輸省と自治省で十分に検討していかなければならぬ問題で、そういうふうにするように検討しましうといふふうな答えてくれ、こう言つておる。

○永山国務大臣　許可の時点におきましては、許可したものが妥当公正なものである、こう考えるのであります。その後の経済状態から變つてきますが、また申請をいたしまして、それによつて考えるといふことになるのでございまして、その許可した時点で不当なる許可をしたから、その間の格差については政府が責任を持つていふことにはならぬ、こう考えます。

○野間委員　名答弁だね。そう繰り返して言つていてもしょうがないが、大臣の言つてゐることは、ぼくの言つてゐる意味をそっくりそのまま両方をちゃんと正しく判定をして料金をきめます、だから野間が言つてゐるような心配はないんですといふ意味でしう、聞いておれば。ただ次元としてものと突つ込めば、三十三円三十五銭で申請したもの、ちゃんと原価なんだといふふうな申請したほうで言つてゐるのだけれども、それを二十円しか認めなかつた、それをどうしてくれろのだと言つてゐるのだから、それは答へが違ひなんです。だからそういう問題は、物価が安定してゐない時期ではまだこれからあるでしょうから、その部分をどうするかといふことについては、それだけ関係各省間で検討する必要がある重要な問題じゃないか、重要な課題じゃないかと言つてゐるわけなんです。時間もないしするので、国会で問題になつておるのですから、料金の申請と認可に格差ができた場合には、格差がついた要因の中で、道路運送法の運賃の第三号に、旅客の負担を考へてとあるのですから、そこから生じてきた問題について

はぜひ地方公営企業の場合には検討してあげる必要があるというふうにひとつ考えていただいで、園内で御検討をいただきたいというふうに申し上げておきます。料金の問題はさつき言いましたようにあとまだたくさんございしますが、それはまた別の機会にすることにして、ぼくは運輸出身だから運輸の部分から御質問申し上げたので、地方行政委員会として、地方公営企業法の扱いとしての料金と、今度は、地方公営企業から見た道路運送法との関連という問題はきょうは解決がついておりません。したがって、なお御検討いただきたいというふうに思います。

それから次に、三十八条のほうにちょっと触れたいのですが、第三十八条では「企業職員の給与は、給料及び手当とする。」と書いてあります。これは、企業職員の給与とは給料及び手当とするということではないと、法律の条文上おかしいじゃないですか。これは定義でしょう。誤植じゃないですか。

○柴田 政府委員 別に誤植じゃございませんで、給与の種類を書いてあるわけでございます。地方自治法にも同じような書き方がなされております。

○野間委員 時間がたつたのですが、鳩山さん、せっかく見えているのだから、ちょっと聞くだけ聞いておいてください。

四十年十一月十六日に自治省から健全化対策というのが出たのですが、これでまいますと、計算してみると、自治省の要求総額は大体百九十六億から二百億ぐらいになります。現金が必要なのは、全部足してみると二百億ぐらいになると思います。これが驚くなら一億五千万円、年間にして三億円、こうなっちゃったのです。それで実は一つ一つこれがどうなったのかということ、自治省と大蔵省が関係するでしょうから、両者に何って、そしてどちらが正しいかということ、地方行政委員会として判断をするというふうにしたかったわけです。だけれども本会議の關係でそこまできけないので、あしたなり機会を見て

やりますが、自治省のほうへ一言言っておきたいのは、四十年十一月十六日に健全化対策を出した。これは新聞にも公表している。各地方自治体からも呼んで、そして柴田さんから説明しておる。大臣もあいさつしておるでしょう。これは全部見てみると、たとえば「水道、工業用水道、地下鉄にかかる公営企業金融庫資金の利率を現行の七分三厘より七分に引き下げる。（公庫に対する出資金四十一年度所要額二十三億円）」こうなっているのです。全部文章は「確立する」、「制定する」、「補給する」、「補てんする」と、こうなっているのです。これはやっぱり文書です。こういりつばな文書、これはぼくは自治省から各地方公共団体に書面番号をつけて出したものとはかり思っていた。これは文書でいけばそうです。ところが聞いてみたら、書面番号はついてないのだ。しかし、ついてないけれども、ちゃんと呼びつけて、新聞にも発表して、こうする、こうする、こうする、所要額は総計すると百九十六億五千万円ぐらいかかる、かけますと、こうなっておる。だから、ちやうどこれが四十年十一月ですから、四十一年度予算を編成する段階にあったわけです。

地方議会でもそうです。したがって各都市ともこれに基づいて四十一年度予算を編成して、そして地方議会にかけておる。地方議会は、柴田さんというえらい人が言うのだから、自治省を信用して、永山自治大臣が必ずそうしてくれる——ぼくが陳情に行ったら、永山さんは、おれのかわいい地方自治だから、それはそうしますよというふうに自治大臣の部屋で言っておったのだ。それはどりつぱなものですよ。それはどりつぱなものが、驚くなら一億五千万円に削られたのです。言語道断ですよ。これは、別にぼくは自治省に文句を言っておるのじゃない。自治省で出して、こういふにしようというのだから、当然大蔵省でも、多少問題があったら問題があるところは指摘してもけつこうだが、地方公営企業を健全化するのにはこうしなければならぬと言っている担当者の考え方を了承してあげて、それに努力をしていく、そ

して資金の裏づけをしてやるというふうになれば、心配なく各事業体とも、地下鉄もちゃんとなるし、運賃抑制もちゃんとなっていく。喜び勇んでいま再建計画を立てるといふ段階に来ていると思う。今度のこの地方公営企業法の改正の一番悪いのは、理事者も、地方自治体の長も、一緒に働いている労働者も、全部が地方公営企業に対して希望が持たないということなんだ。労働者を働かしたり、理事者に一生懸命管理をさしたりするということ、は、自分のやっている企業に対して希望が持たない。ビジョンがある、そうして働かざるを得ないというふうに考えて初めて一生懸命働くわけでしょう。今度の法改正のどこにそれがあるか。いま横浜や大阪あるいは東京の労働者でも、この企業法の改正を見て、だれが奮奮をして一生懸命働く、政府が一生懸命おれたたことを考えてくれるというふうに思っているか、見ているかというのです。市長やあるいは管理者ですら、この発言台に立って、これではだめですと言っておる。どこに希望が持てるか。働く者に——ぼくが労働者代表だから労働者だけを言っているのじゃない、一生懸命働いている管理者を含めた者にビジョンを与え、希望を与え、そして働かせることが政府の責任じゃないかと仰うのです。その意味では、この健全化対策は十分ではないが、この「第一、方針」、

「第二、要領」「地方公営企業制度の改正」この辺には問題がある、問題があるが、財政的にやろうとしている第三以降の自治省の考え方は私は私にりつぱだと思ふ。こういうものが、背景として錢がちゃんとそろえられておって、さあやってくれしかしこれこれのことはしてくれよというふうに地方公営企業法の一部を改正するのならば、働く者も理事者もあるいは管理者も、欣喜奮躍としてやるでしょう。そこで初めて、十年の間、長い間呻吟してきた、赤字のために悩んでいた労働者、あるいは理事者なんかは、それを乗り越えて働く気になるでしょう。それを全部一億五千万円にしておしまつて、そして三十八条は変える、再建計画を出したらそれは自治省がチェックをする、地方

自治の権限も縮小をする、そういう出し方ではだれが働けるか。そこに地方公営企業の今回の改正の一番の問題がある。それを言いたいのです。だから鳩山さん、いま私が言ったようなことはいけ——私は何も自治省出身じゃないから自治省に義理はない、地方公営企業のことを考えて言っているのだが、そういう考えでいけば、どうして少なくともこの自治省が要求をしている健全化対策の金ぐらいい出してやるようにしなかつたか。

○鳩山 政府委員 ただいまお話がありました健全化対策というのにつきますと、これは私ども、自治省が予算の要求案をつくられるときいろいろ考え方を書いたものと、こう考えておりました。最終予算の話し合いをいろいろいたしまして、本年度の御承知のようになつておるわけでございます。それぞれの個々の項目につきましては、いろいろ折衝を重ねた結果こういふふうになつておるわけでございまして、これは御要望としてはいろいろ御議論のあるところと思ひますが、本年度国全体の財政事情がきわめて窮乏しておることは皆さん御存じのとおりであり、もとより地方公営企業は非常に苦しい——赤字の原因はいろいろあるかと思ひますが、これがこういふ大きな問題になるといふことは、やはり地方財政全体が苦しい、人件費の高騰が非常に影響を及ぼしている。地方財政全般、一般会計のほうにつきましても非常に大きな負担になつてきております。こういふこととでいろいろ経常費の増高を来たしておるわけでございますが、これらにつきましても、本年度はまた一般会計の対策が非常に膨大な資金が必要だといふことは御承知のとおりでございます。私どもの考え方はいたしまして、企業の赤字というものは、これを短時間に処理するということは、現在の困の事情からいってなかなか困難でございます。これは相当長期に見てやはりなしくずしにやるといふことでなければ、一気に根本的にこの赤字を国家資金で埋めるといふことは、国のほうで非常につらいわけでございます。これは現在非常につらい立場にございますけれども、もつと

長期的に見てその対策を講じていきたいというところ、一応現在各種の措置として、利子補給をするとか、あるいは公営企業金融公庫に出資をするとか、あるいは地下鉄の利子補給をふやすとかというのをやっておるわけでございますが、これだけをもつてすべて公営企業がすぐうまくなるというふうに私も考えておりません。長期的に見てできることからやっていくというふうな考え方をとっております。

○野間委員 時間がなくて残念ですが、自治省が出しているものは別に国家資金をものすごく使うようになっていませんよ。たとえば公庫に出すのだった、これは公庫に出すだけだから、すぐなくなってしまうわけじゃない、公庫に残っているわけです。それから、現実には地方公営企業に現ナマとして渡す分は、これは説明するつもりでいたのだけれども、この自治省の方針でそんなにたくさんないですよ。いま鳩山さんの言うような、国家資金がたがたするほどの金じゃありません。

それからもう一つ、鳩山さんの言う地方財政が悪い、窮乏している。しかし地方財政が、地方財政の窮乏している中から、かつ地方公営企業に補てんしている。それは相当な額になっている。これは解消しなければならぬでしょう。それはそれとして、地方公営企業自体に、地方公営企業だけでは解決ができない問題があつて、その分だけは何とか多少でも見てやろうというのが自治省の対策ですね。ですから、鳩山さんの言うほど多額なものじゃないでしょう。私は二百億と言つたけれども、現実には大蔵省が現ナマとして自治省に渡してやらなければならぬ金、地方公営企業に渡してやらなければならぬ金はおよそ三分の一くらいです。それが一分にも満たない一億五千万円程度になつてしまつたところに問題があると言っているわけです。これはなおこの審議中に機会があればやしていきたいのだけれども、もう少し政府がこれは支出してやる点についても検討してもらいたいと思います。たとえば、ちよつとこれはあれですが、首都ワシントンの地下鉄建設に対する連邦

政府の資金参加に関する法律というのができておる。これはこの間できた。これはたしか四億三千万ドルかかかるのだけれども、建設費及び附帯費の三分の二は国で見ると、三分の一をその州で見る、国で見ると三分の二のうち三分の一を現ナマでやる、二分の一は長期融資で出すというふうになつていゝのですよ。この法律は、皆さんが信奉するアメリカの法律だ、これは。最近できたのです。首都ワシントンで、二十五マイルの地下鉄をつくらう、これをやっている。いま東京都がやっているあれですよ。こういうことをやっているとくらいいいのです。それで私は地下鉄法案を運輸委員会へ出したのですが、そういうことをいいますとやらなくても、少なくともいままで赤字になつていた分くらいはめんどろを見てやつたらどうかと思うのです。自治省が出している分くらいは見てやつていいじゃないかと思う。これは機会を見てまたお尋ねしますけれども、十分に検討してもらいたいと思います。

さっきの給与の問題ですが、「給与は、給料及び手当とする」という、これは誤植でないとする、第四項の「企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める」というなつてゐる間へ、二項、三項でさっきから問題になつてゐることが入つてくる。私はこれも問題にしたいのだが、結論だけ聞いておきましょう。条例で定めるといふふうになつておるのであつて、これは二項、三項を間にはさんでおるからそうなつておるのだが、これが一項のところへすぐ四項がくると、これは危惧がもしもせんが、政令で定めるといふふうになりかねないと思うので、そういうことはないかどうかだけ聞いておきたい。ないと答へれば、けっこうです。

○佐久間政府委員 ごさいません。

○野間委員 以上で終わります。

○岡崎委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十九分散会

地方行政委員会議録第十八号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	二四	夫々	それぞれ
三	二四	見まいり	見てまいり
七	二〇	質問	質問
二	四七	ものを	ものと
三	一五	行なう	行なおう
三	二九	実現て	実現して
三	三七	小数	少数

昭和四十一年六月十四日印刷

昭和四十一年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局